平成30年度（繰越事業）志教総第3号
志摩中学校　空調機設置工事

図面目録

図面番号	工事範囲	図面内容	図面番号	工事範囲	図面内容	図面番号	工事範囲	図面内容
A－01	建築工事図	特記仕様書	M01	機械設備工事図	特記仕様書１（機械設備の部）	E01	電気設備工事図	電気設備特記仕様書
A－02	〃	配置図・付近見取図	M02	〃	空調設備　機器表	E02	〃	電気設備配置図
A－03	〃	１階平面図	M03	〃	空調設備　１階平面図№１	E03	〃	高圧単線結線図（既設・新設）
A－04	〃	２階平面図	M04	〃	空調設備　１階平面図№２	E04	〃	分電盤結線図
A－05	〃	３階平面図	M05	〃	空調設備　２階平面図№１	E05	〃	空調電源設備　１階平面図
A－06	〃	矩計図・技工室カーテン詳細図	M06	〃	空調設備　２階平面図№２	E06	〃	空調電源設備　３階平面図
A－07	〃	建具表	M07	〃	空調設備　３階平面図№１			
A－08	〃	１階天井伏図	M08	〃	空調設備　３階平面図№２			
A－09	〃	２階天井伏図	M09	〃	空調設備　立面図№１			
A－10	〃	３階天井伏図	M10	〃	空調設備　立面図№２			
A－11	〃	外構平面図・外構詳細図	M11	〃	空調設備　１階平面図№１（既設撤去）			
A－12	〃	仮設計画図＜参考図＞	M12	〃	空調設備　１階平面図№２（既設撤去）			
			M13	〃	空調設備　３階平面図№１（既設撤去）			
			M14	〃	空調設備　３階平面図№２（既設撤去）			

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号 前野　将輝	一級建築士　第360917号 前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	
			管理建築士	一級建築士　第117422号 西沢　雅彦	一級建築士　第307846号 三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	図面目録	縮尺	NS

特記仕様書：　共通事項・仮設工事

1．共通仕様
（１）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)による。(以下「標準仕様書」という。)による。

（２）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図、
機械設備工事の工事仕様書は（　／　）図による。
（３）改修工事を本工事に含む場合は、改修工事は改修工事の工事仕様書を適用する。
改修工事の工事仕様書は（　／　）図による。
（４）受注者は建築基準法第７条の定めによる完了検査（同法第７条の３の定めによる中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料（報告書等）を用意すること。
2．特記仕様
（１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項の中で選択する事項（・印の付いたもの）は、⊙ 印の付いたものを適用する。
（３）特記事項に記載の［　、　］内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第２６条（臨機の措置）によって処理されたものとする。
（５）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

章	項目	特記事項
① 共通事項	①適用基準等	建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成28年版） 各図面において、（○－○○－○）内の数字は適用する上記詳細番号を示す。 工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修 ・建築物解体工事共通仕様書同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成24年版） ・　三重県建設副産物処理基準
	②工事実績情報の登録	[1.1.4] 請負代金額が５００万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事実績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録するものとする。 なお、登録内容を訂正する必要が生じた場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。 また、変更契約日と工事完了日の間が、１０日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略することができるものとする。
	③概成工期	[1.2.1] 総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね(20) 日前までに支障のない状態まで完了していること。
	④電気保安技術者	・適用する　[1.3.3]
	⑤施工条件	[1.3.5] ⊙施工時間　（・指定なし　⊙授業に支障のない範囲とする　） ⊙施工順序　（・指定なし　・図示　⊙4月27日～5月6日の期間にＡＣ内機設置とキュービクル改造工事を主とする。） ⊙工事用車両の駐車場　（・指定なし　⊙図示　・　） ⊙資機材置場　（・指定なし　⊙図示　・　） ⊙現場事務所　（・指定なし　⊙図示　・　） ・建設発生土仮置場　（・指定なし　・図示　・　）
	⑥発生材の処理等	[1.3.11] ⊙引渡しを要するもの（・金属類　⊙ＰＣＢ含有物　・　） ・特別管理産業廃棄物（・廃石綿　・　） ・現場において再利用を図るもの（　） ・引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成して監督職員へ提出すること。 ⊙引き渡しに要する以外のものには、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資材の有効な利用を促進する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し監督職員に報告する。 （ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D、E票を提示し、集計表を提出すること。） ・建設副産物情報交換システムの利用 請負者は受注時において述べ面積が500㎡以上の工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出すること。 また、工事完了後にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実施報告を行うこと。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。 ・特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法第104号　以下「建設リサイクル法」という。) 施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表１又は２，及び３の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

章	項目	特記事項
① 共通事項	⑦環境への配慮	また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式１〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 建設リサイクル法　・対象工事　・対象工事外 ⊙別表１　建築物に係る解体工事 工程ごとの作業内容及び解体方法 工程 / 作業内容 / 分別・解体の方法 ⊙建築設備、内装材等 / ⊙ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ⊙ 手作業と機械作業の併用 ・屋根ふき材 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・外装材・上部構造部分 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・その他（　） / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・別表２　建築物に係る新築工事等（・新築　・増築　・修繕　・模様替） 工程ごとの作業内容及び解体方法 工程 / 作業内容 / 分別・解体の方法 ・造成等 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・外装材、上部構造部分 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・屋根 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・建築設備、内装等 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・その他（　） / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・別表３　建築物以外の物に係る解体工事又は新築工事等（・外構　・工作物等） 工程ごとの作業内容及び解体方法 工程 / 作業内容 / 分別・解体の方法 ・仮設 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・土工 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・基礎 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・本体構造 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・本体付属品 / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 ・その他（　） / ・ 有 ・ 無 / ・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し　（　） 内装材料の取り外し　（　） 屋根ふき材の取り外し（　） [1.4.1] 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDFパーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ５）１）、３）及び４）の建築材料を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 / 該当する材料 規制対象外 / ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通省大臣認定品 ③次の表示のあるＪＡＳ適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料 第三種 / ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通省大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥ０品 ④旧ＪＩＳのＦｃ０品

章	項目	特記事項
① 共通事項	⑧材料の品質等	[1.4.2] １）本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾をを受ける。 ３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 ４）本工事に使用する材料は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、この証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出し承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の監理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を所得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等のの営業体制を整えていること。 ５）製材等、フローリング又は再生木質ボードを仕様する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続性可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督職員に提出すること。 ６）本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「志摩市公共建築物等木材利用方針」に基づく木材を最優先し、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用につとめること。
	9 建設発生土の処理	・構外搬出適切処理　[3.2.5] ・自由処分 ・処分地指定　処分地（　） ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離　8Km
	10 建設汚泥の処理	本工事で建設汚泥が発生する場合は「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（国営計第36号　平成18年 6月12日）、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」（国営計第38号　平成18年 6月12日）に基づき建設汚泥の再生利用を行う。 再生利用の種別　・埋戻し及び盛土材として利用　・ 再生処理方法　・脱水処理　・安定処理（セメント、石灰による改良処理） 要求品質 「建設汚泥処理土利用技術基準について（国営計第41号 平成18年6月12日） 表－４建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ・第３種処理土　・
	11 化学物質の濃度測定	[1.5.9] 測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、報告すること。 測定対象化学物質（●で示したものとする。） 施設用途 / ホルムアルデヒド / トルエン / キシレン / エチルベンゼン / スチレン / パラジクロロベンゼン 学校教育施設 / ● ● ● ● ● ● 住宅 / ● ● ● ● ● その他 / ● ● ● ● ● 報告書提出部数　2　部 対象箇所（・図示　・　） 測定方法　・パッシブ採取による蒸気拡散式分析法　・厚生労働省の標準法 [1.7.1～3][表1.7.1]
	⑫完成時の提出書類	⊙完成図（施工図、施工計画書を除く） ・新規に作成　⊙既存完成図を修正 記載内容は監督職員と協議する。 完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ） ⊙保全に関する資料 提出　・２部　・ ⊙施工図（・　・　） 提出　・原図及びその複写図１部　・ ⊙施工計画書（・　・　） 提出　・１部　・ ⊙空調利用計画書（空調設置後の運用方式について、省エネには配慮した利用計画書を作成すること） 提出　・２部　・ 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に委譲するものとする。 製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に変わるものとしてよい。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	13 設計ＧＬ	・設計ＧＬ＝ＢＭ＋　mm（現状地盤高は図示）
	⑭騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑮設備工事との取り合い	本工事の施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ⊙図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ⊙設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

章	項目	特記事項
① 共通事項	⑯工事写真	工事写真の撮り方/建築、及び同/建築設備（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考に撮影する。　提出部数　1　部
	⑰完成写真	撮影箇所数　・外観4面程度 本完成写真の著作者の権利は、発注者に委譲するものとする。 提出内容 ⊙電子データ　１部 画素：長辺で2880ＰＩＸ以上 記録方式：ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ最高画質 記録媒体：ＣＤ－Ｒ（ＩＳＯ） ⊙カラープリント　キャビネ版（　）部 アルバム（大きさ335㎜×290㎜程度）　・無し　・有り
	⑱事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
	⑲養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。
	20 消防提出書類	・消火器の設置届については、電気及び機械設備について設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。 ・防火対象物使用開始届については書類作成（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。
	㉑主任技術者又は監理技術者の専用を要しない期間	・現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの）期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 ・検査終了後の期間 検査完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。
	㉒官公署その他への届出手続及び検査	a 関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等の種別、手順、時期等を一覧表にしてあらかじめ監理者に提出する。 b 関係官公署その他の立会い検査を必要とするものは、監理者と打合せのうえ、検査を受け、その結果を監理者に報告する。 c bの検査の結果、不合格の個所がある場合は、すみやかに補正し、必要な手続をを行い、その結果を監理者報告する。 d cの補正に直接要する費用は施工者の負担とする。
② 仮設工事	①足場	[2.2.4] 足場を設ける場合、[2.2.4](b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」（厚生労働省　平成21年４月「手すり先行工法に関するガイドライン」について（別紙１））における２の（２）手すり据置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	②監督職員事務所	・設ける　⊙設けない　[2.3.1] 規模(ｍ２程度)　・１０　・２０　・３５　・６５　・１００
	3 監督職員事務所の備品等	備品等の設置 種類 / 机・いす / 書棚 / 黒板・白浜 / 掛時計 / 温度計 数量 / 組 / 台 / 個 / 個 / 個 種類 / 長靴 / 雨合羽 / 保護帽 / 懐中電灯 / 衣類ﾛｯｶｰ 数量 / 足 / 着 / 個 / 個 / 個 種類 / 消火器 / 掃除具 / 請負者加入電話・FAX / ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ / 冷暖房機器 数量 / 個 / 個 / 台 / 台 / 台
	④仮設便所	構内既存の施設　⊙利用できない　・利用できる
	⑤工事用水	構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（⊙有償　・無償）
	⑥工事電力	構内既存の施設　・利用できない　⊙利用できる（⊙有償　・無償）

特記事項

前野・西沢特定建築設計共同企業体
株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号
西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号

管理建築士	一級建築士　第320204号 前野　将輝	一級建築士　第360917号 前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	A-01
管理建築士	一級建築士　第117422号 西沢　雅彦	一級建築士　第307846号 三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	特記仕様書	縮尺	NS

志摩中学校

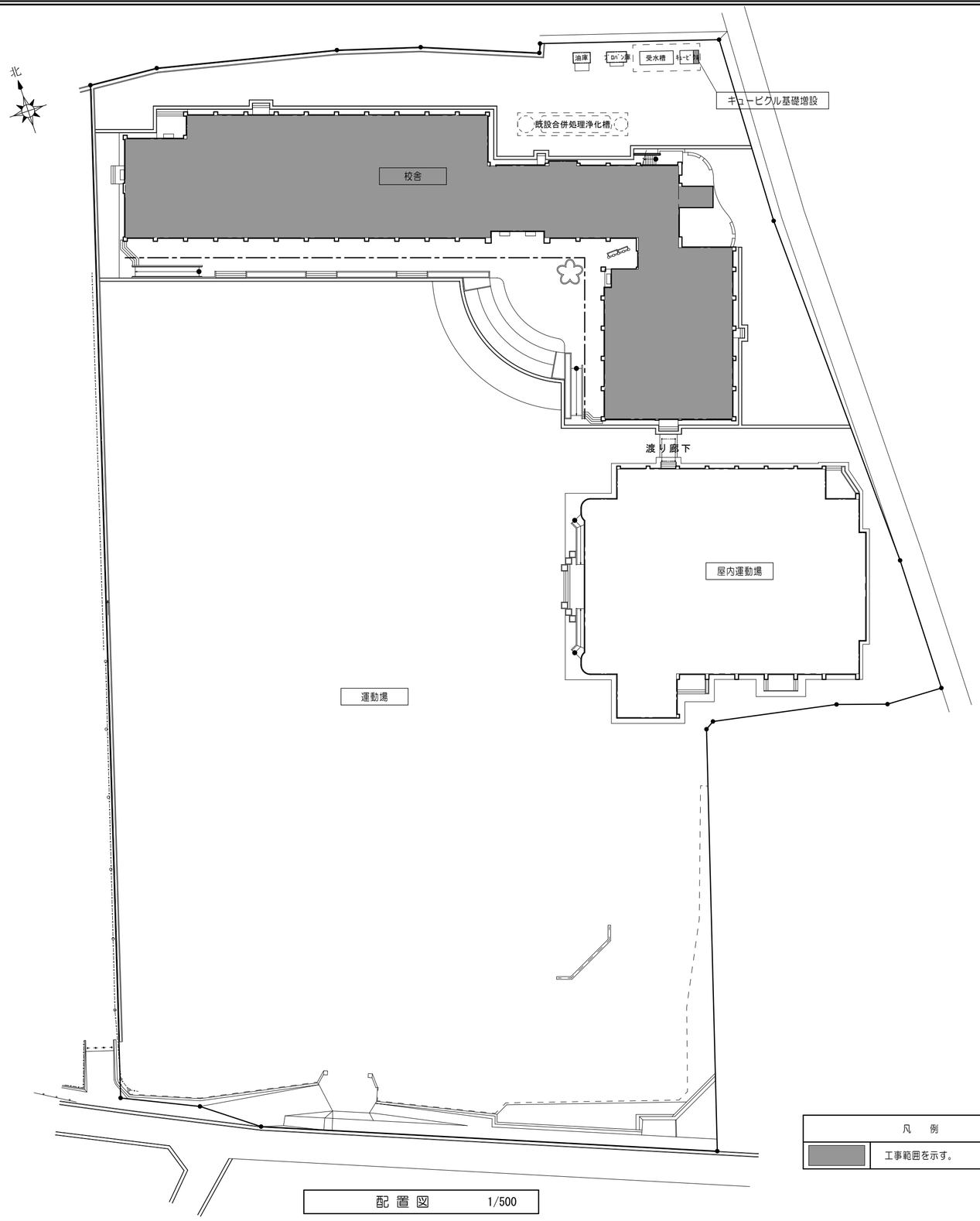

配 置 図　　1/500

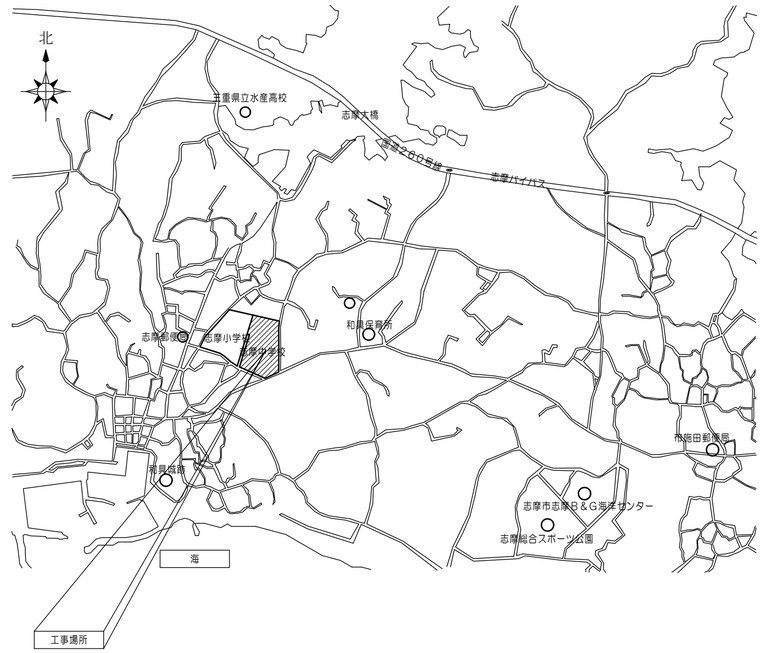

付 近 見 取 図

凡　例	
	工事範囲を示す。

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号　A-02
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	配置図・付近見取図	縮　尺　1/500

志摩中学校

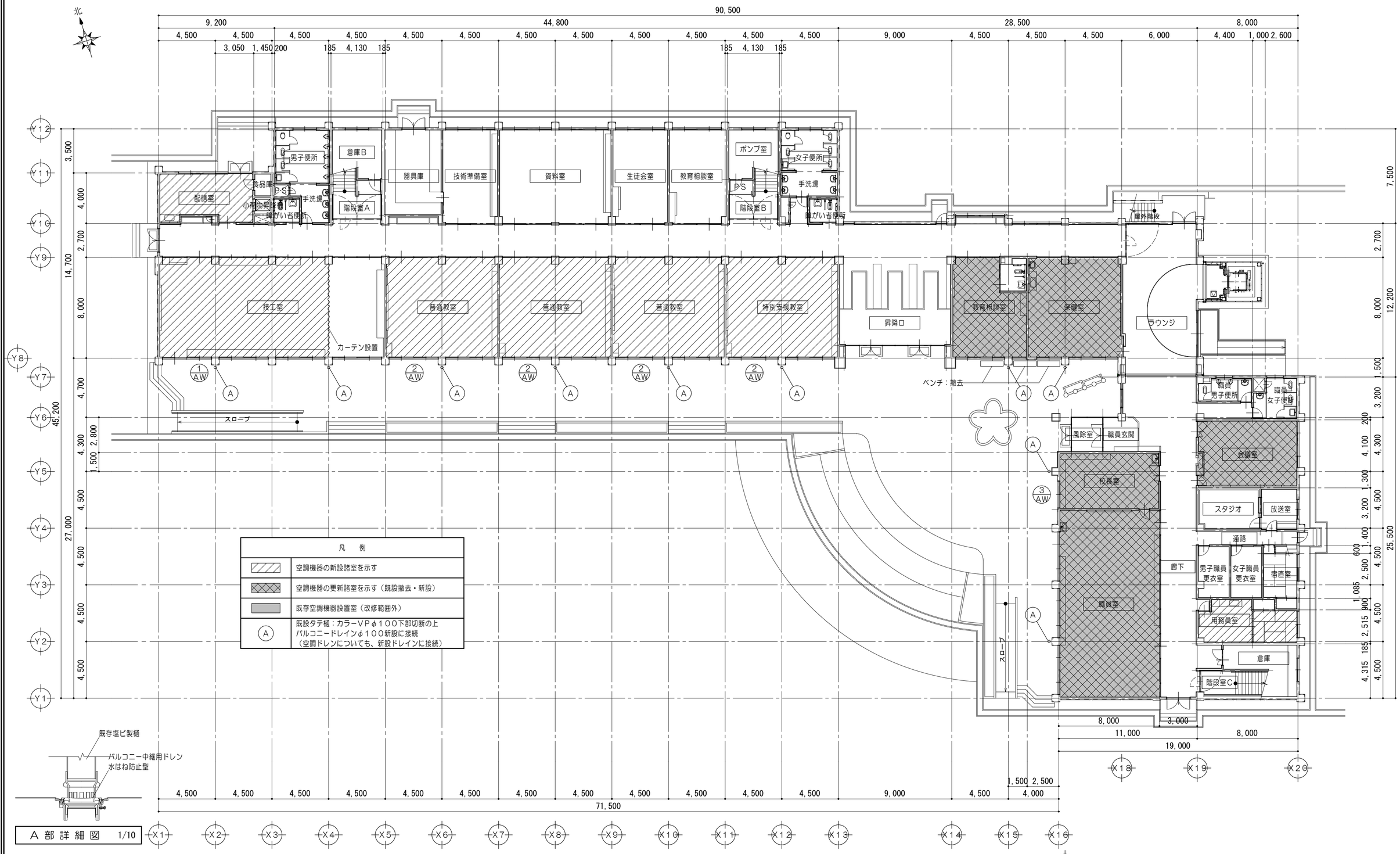

Ａ部詳細図　1/10

１階平面図　1/200

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	A-03
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	１階平面図	縮尺	1/200

志摩中学校

凡　例	
	空調機器の新設諸室を示す
	空調機器の更新諸室を示す（既設撤去・新設）
	既存空調機器設置室（改修範囲外）

２階平面図　1/200

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号 前野　将輝	一級建築士　第360917号 前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号　A-04
		管理建築士	一級建築士　第117422号 西沢　雅彦	一級建築士　第307846号 三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	２階平面図	縮尺　1/200

志摩中学校

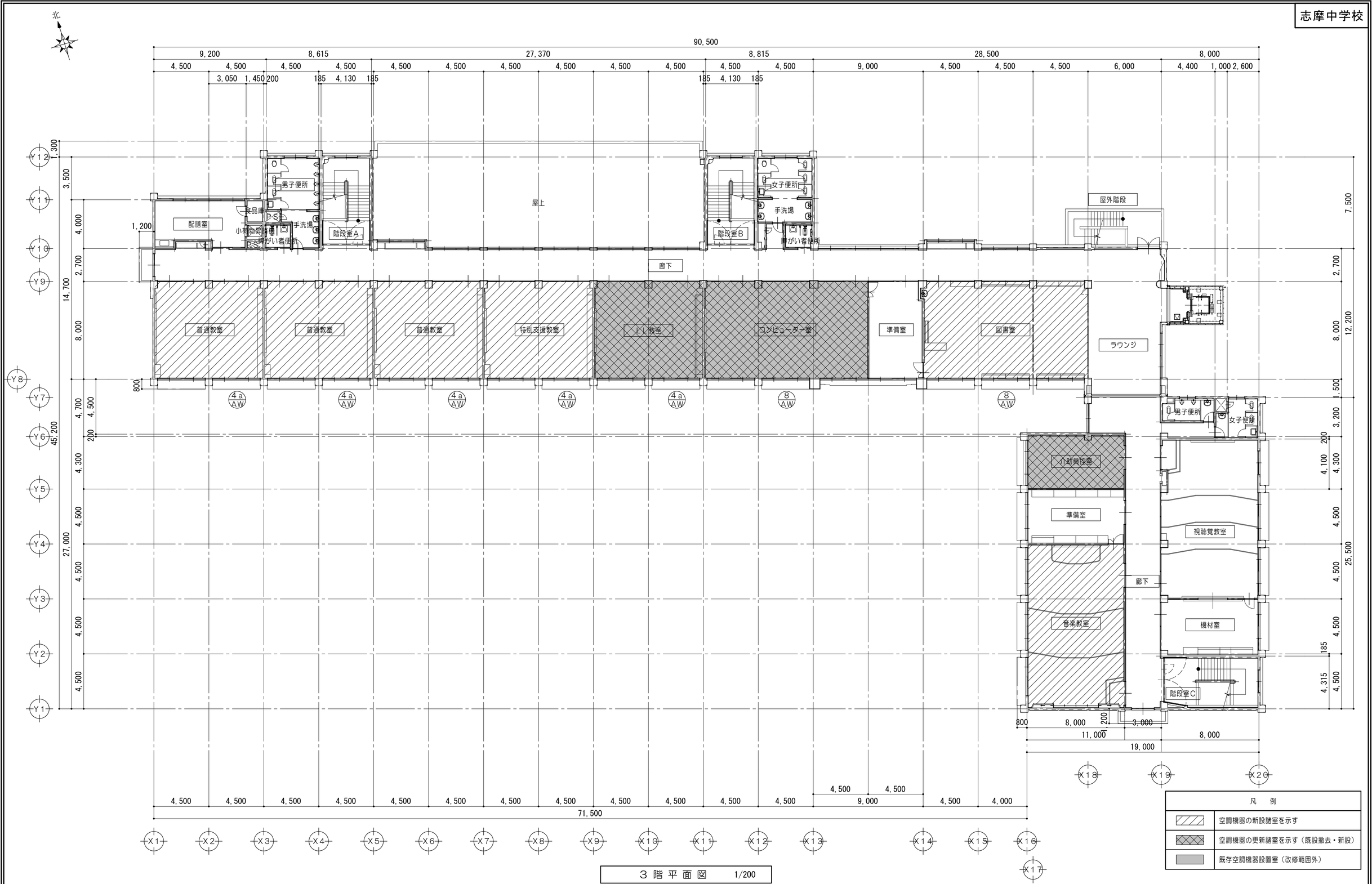

3 階 平 面 図　1/200

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	A-05
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	3階平面図	縮尺	1/200

技工室カーテン詳細図

1/10

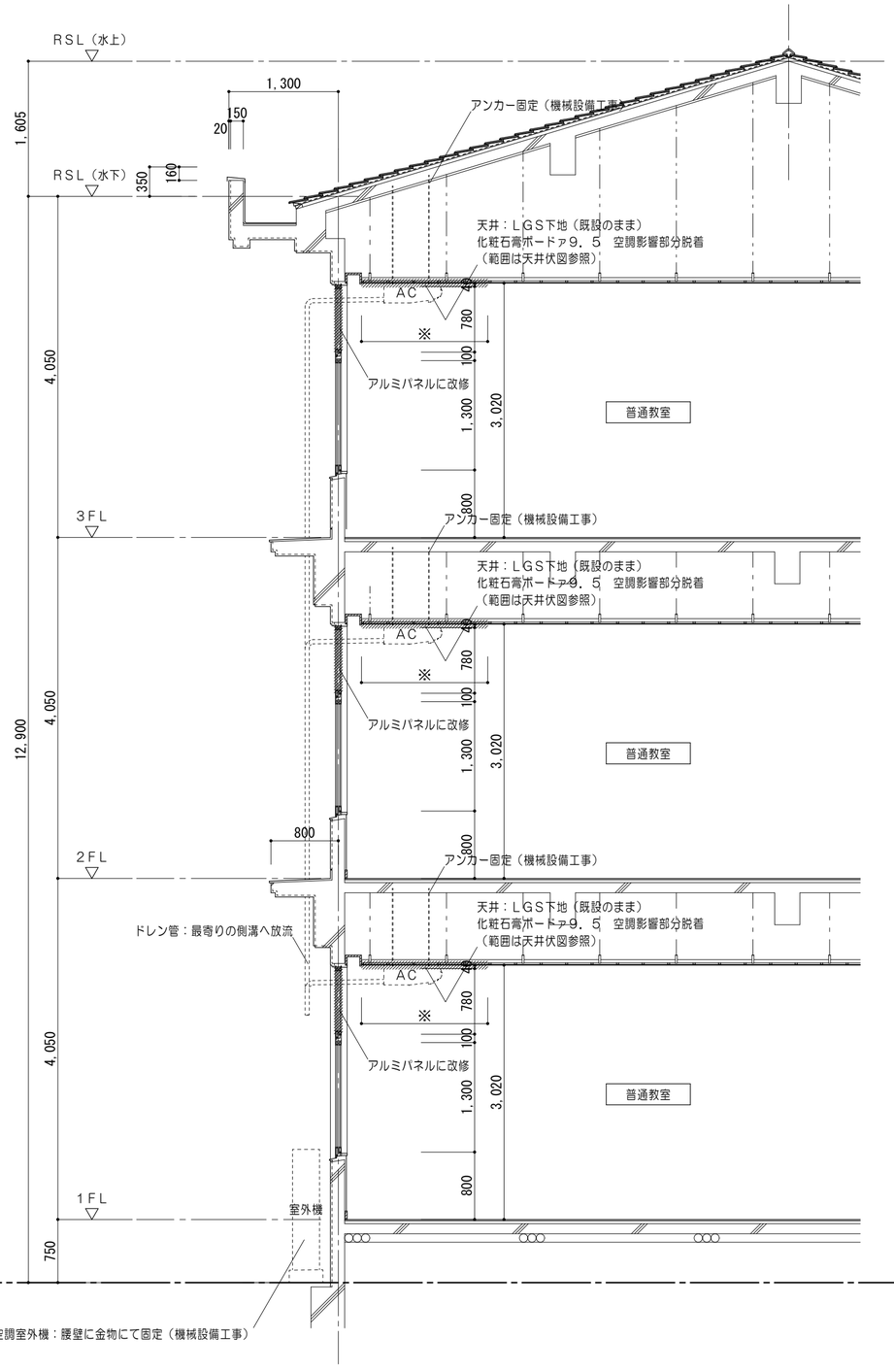

矩計図　1/50

※空調吊り金具については、機械設備図参照のこと。

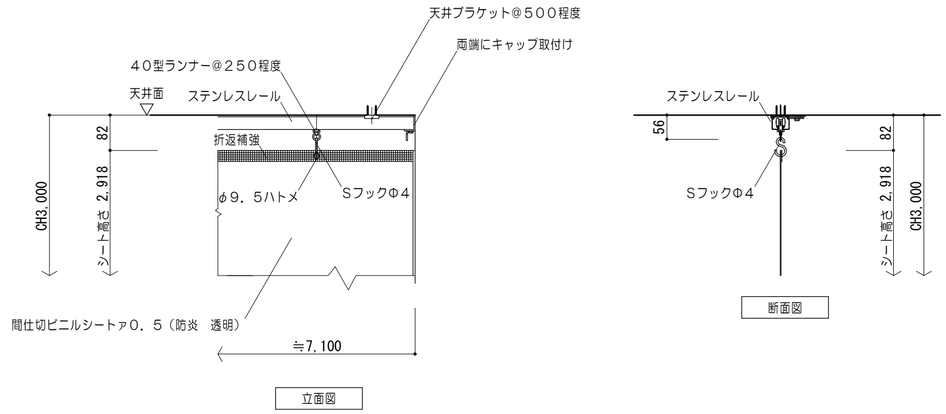

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号　A-06
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	矩計図・技工室カーテン詳細図	縮尺　1/10，50

建具表＜改修建具＞

1/100

※新設ガラス部には、飛散防止フィルム張りとする。

符号	名称	数量		
1 AW	ランマ引違イ２連引違イアルミサッシ	改修前		1
2 AW	ランマ引違イ２連引違イアルミサッシ	改修前		4
3 AW	ランマ引違イ引違イアルミサッシ	改修前		1

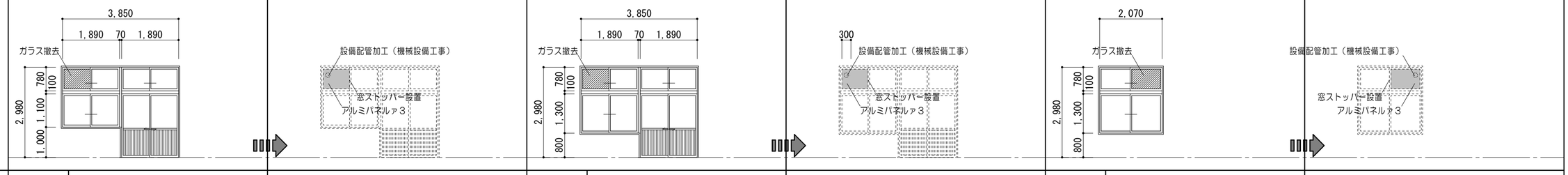

	1 AW	2 AW	3 AW
見込	70	70	70
硝子	学校強化ガラスァ４	学校強化ガラスァ４	学校強化ガラスァ４
	アルミパネルァ３	アルミパネルァ３	アルミパネルァ３
仕上	アルミシルバー	アルミシルバー	アルミシルバー
室名	１階：技工室	１階：普通教室	１階：校長室

符号	名称	数量		
4 AW / 4a AW	ランマ引違イ２連引違イアルミサッシ	改修前		4 ＝ 5 4a＝ 5
5 AW	ランマ引違イ２連引違イアルミサッシ	改修前		1
6 AW	ランマ引違イ２連引違イアルミサッシ	改修前		1

※４ａは左右逆とする。

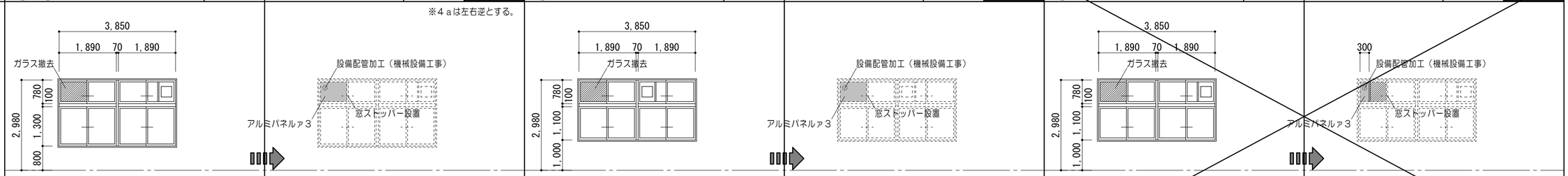

	4 AW / 4a AW	5 AW	6 AW
見込	70	70	70
硝子	学校強化ガラスァ４	学校強化ガラスァ４	学校強化ガラスァ４
	アルミパネルァ３	アルミパネルァ３	学校強化ガラスァ４（ハッチ部分）
仕上	アルミシルバー	アルミシルバー	アルミシルバー
室名	２階：普通教室、美術教室　３階：普通教室、ＬＬ教室	２階：理科教室Ａ	２階：理科教室Ｂ

符号	名称	数量		
7 AW	ランマ引違イ２連引違イアルミサッシ	改修前		1
8 AW	ランマ引違イ２連引違イアルミサッシ	改修前		2

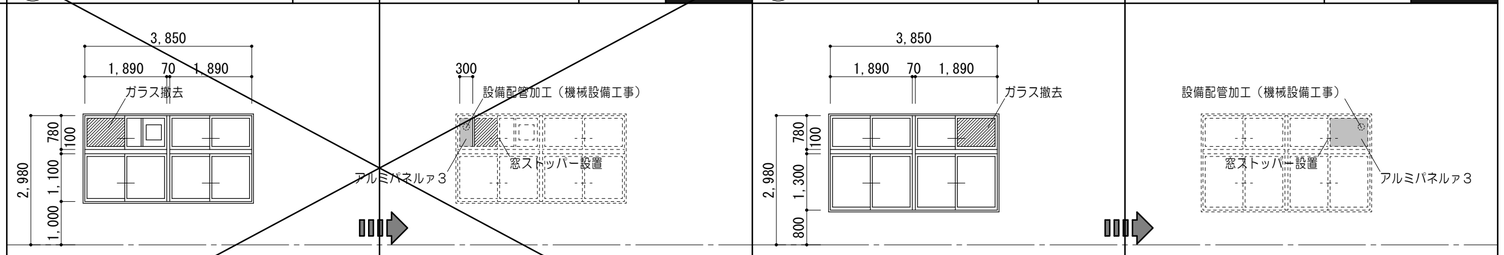

	7 AW	8 AW
見込	70	70
硝子	学校強化ガラスァ４	学校強化ガラスァ４
	学校強化ガラスァ４（ハッチ部分）	アルミパネルァ３
仕上	アルミシルバー	アルミシルバー
室名	２階：家庭科教室Ｂ	３階：図書室、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ室

凡　例

階数	室名	カーテン	暗幕
1	技工室	1	－
	普通教室	1	－
	普通教室	1	－
	普通教室	1	－
	特別支援教室	1	－
2	学習室	1	－
	普通教室	1	－
	普通教室	1	－
	特別支援教室	1	－
	理科教室Ａ	1	1
	美術教室	1	1
3	１年相談室	1	－
	普通教室	1	－
	普通教室	1	－
	１年学習室	1	－
	ＬＬ教室	1	－
	コンピューター室	1	1
	図書室	1	－

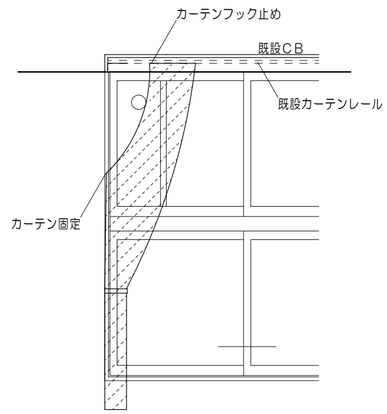

カーテン部姿図（参考）　1/30

特記事項							
前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号　A-07
	管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	建具表	縮尺　1/100

志摩中学校

1 階 天 井 伏 図　1/200

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	A-08
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	1階天井伏図	縮尺	1/200

志摩中学校

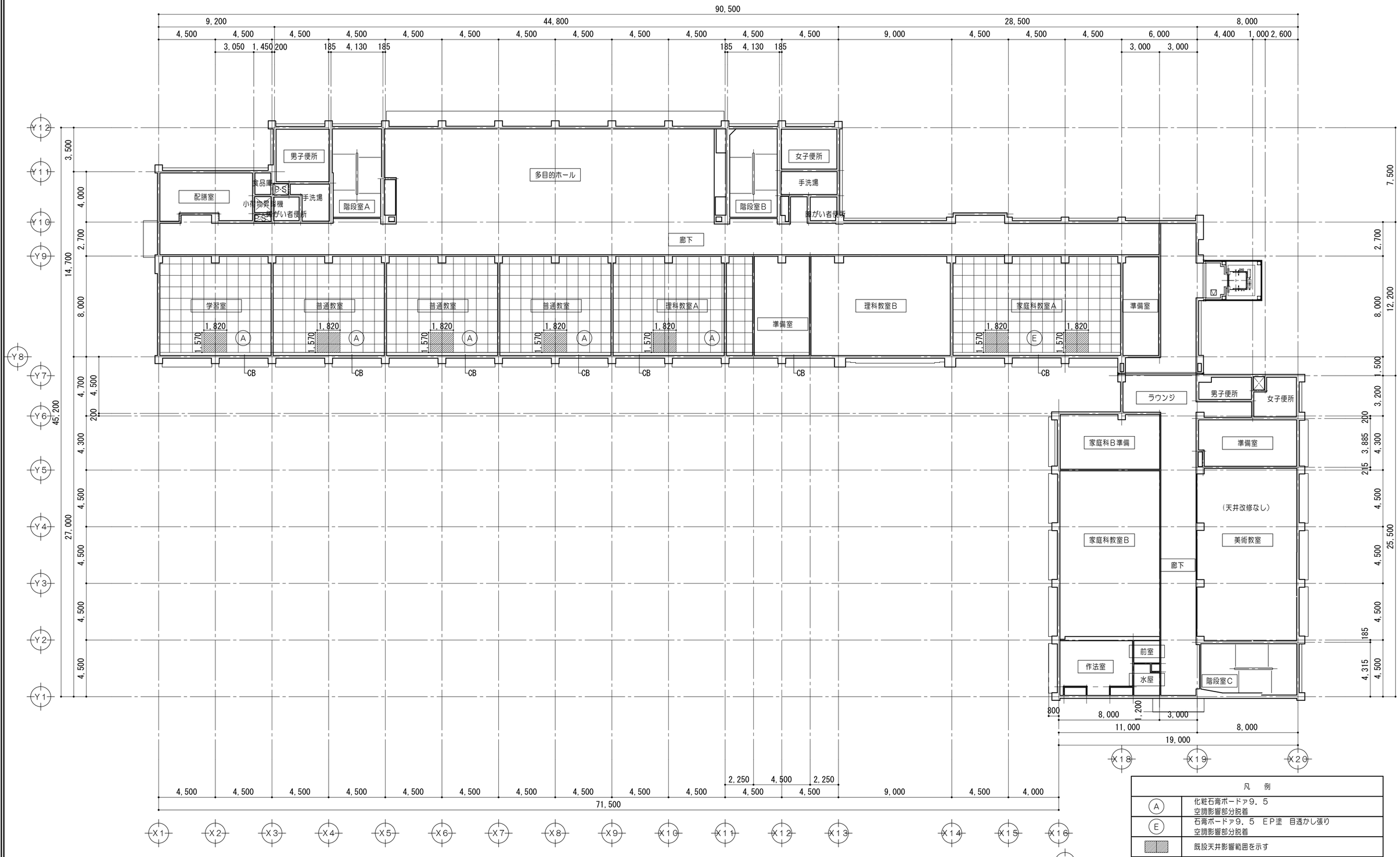

凡　例	
A	化粧石膏ボードｱ9．5 空調影響部分脱着
E	石膏ボードｱ9．5　ＥＰ塗　目透かし張り 空調影響部分脱着
	既設天井影響範囲を示す
CB	木製カーテンボックス

２階天井伏図　1/200

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	A-09
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	２階天井伏図	縮尺	1/200

志摩中学校

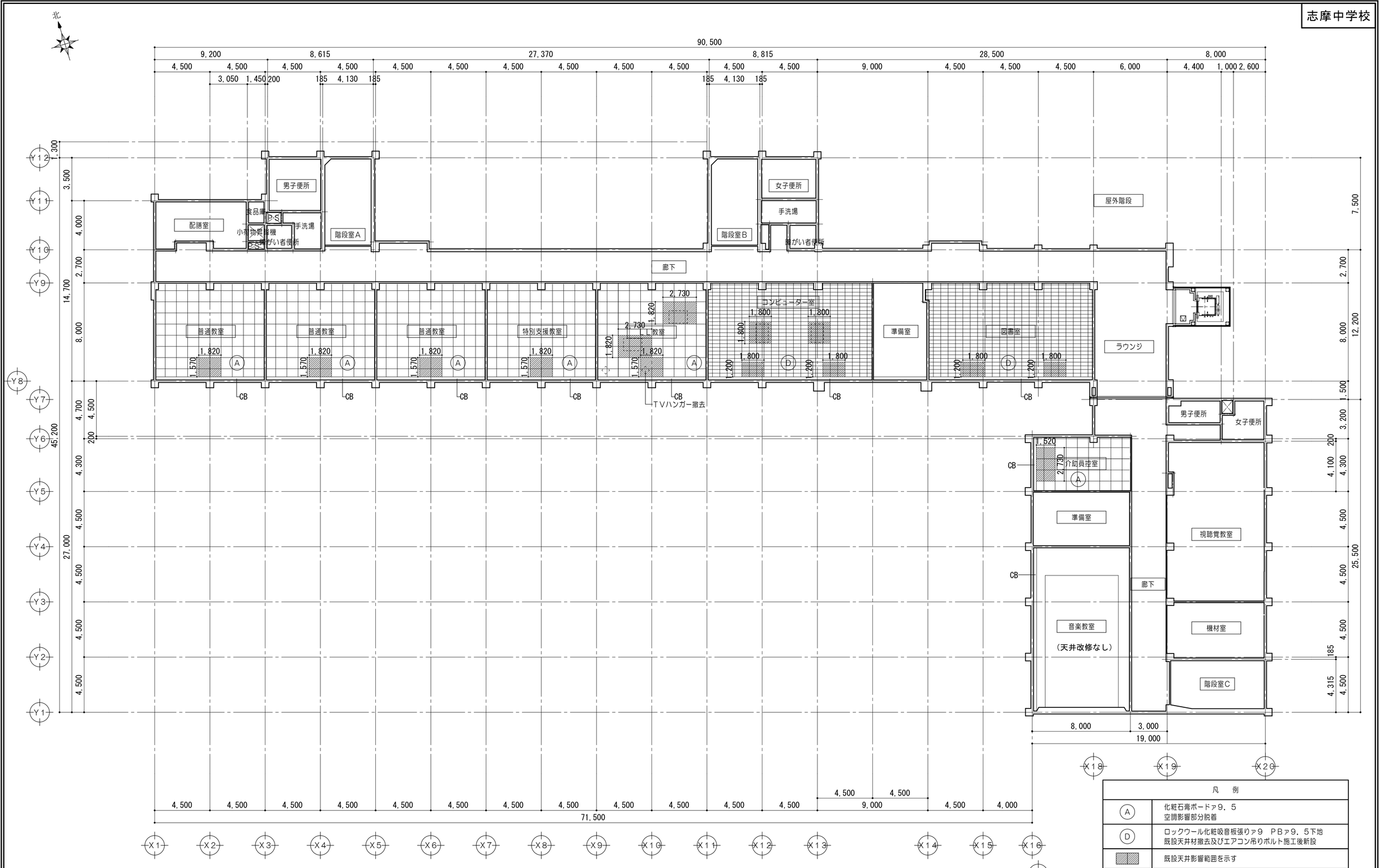

凡　例	
A	化粧石膏ボードｱ９．５ 空調影響部分脱着
D	ロックウール化粧吸音板張りｱ９　ＰＢｱ９．５下地 既設天井材撤去及びエアコン吊りボルト施工後新設
▨	既設天井影響範囲を示す
CB	木製カーテンボックス

３階天井伏図　1/200

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	A-10
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	３階天井伏図	縮尺	1/200

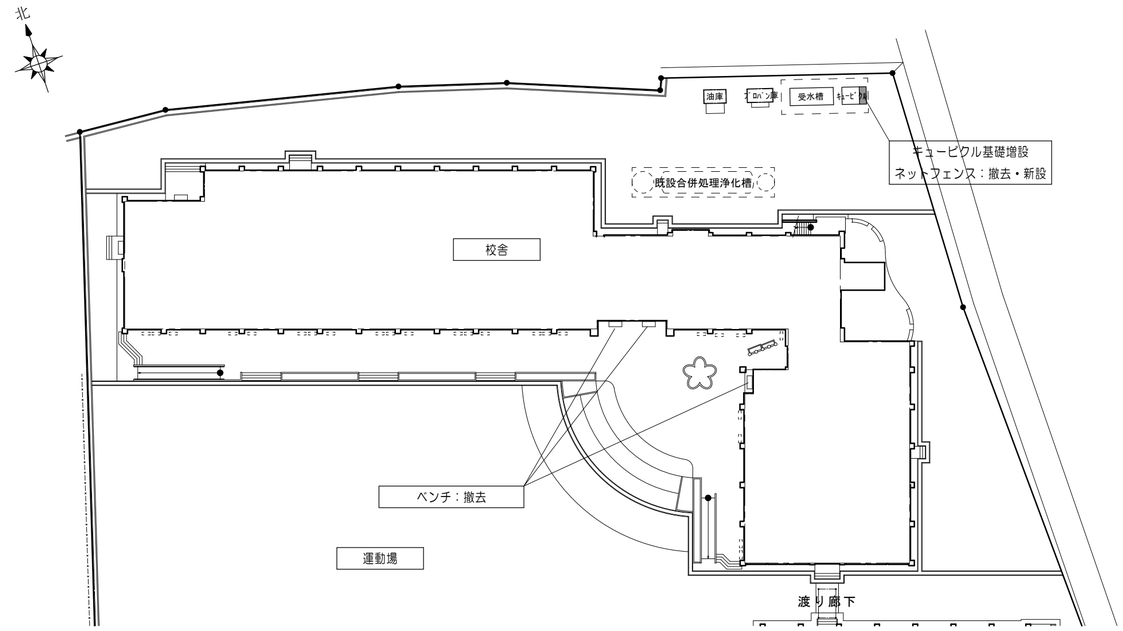

外構平面図　1/500

外構詳細図

志摩中学校

ベンチ撤去詳細図　1/30

※ベンチ：3か所　撤去

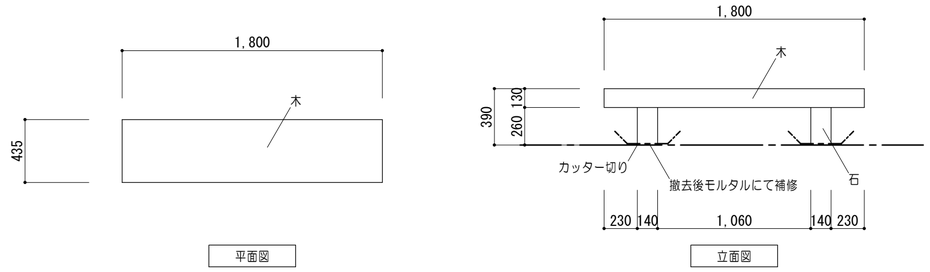

ネットフェンス平面図　1/100

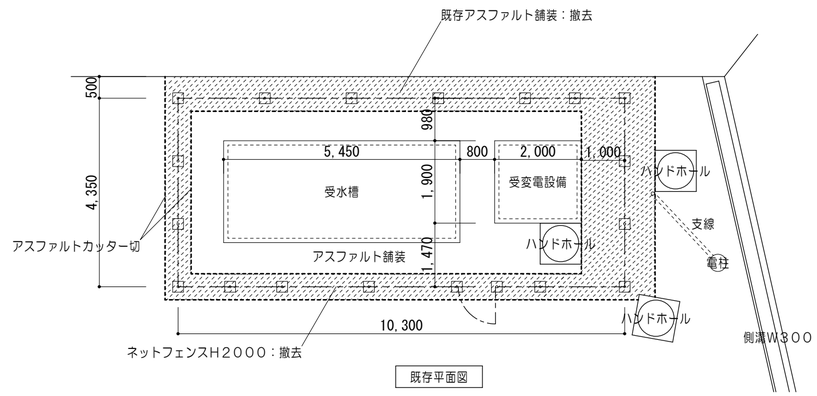

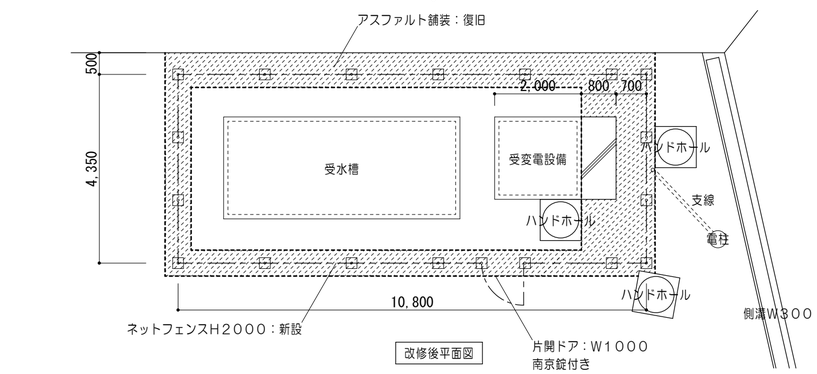

キュービクル基礎増設詳細図　1/30

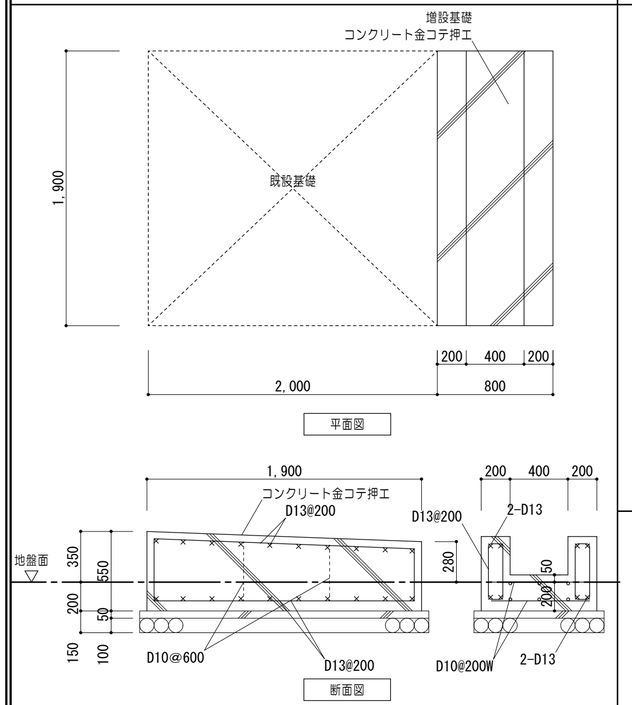

ネットフェンス詳細図（キュービクル廻り）　1/50

主要部材：ワイヤーメッシュ
亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装

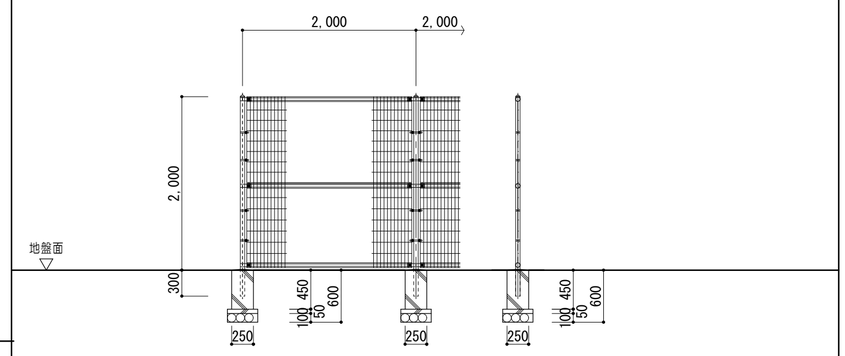

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	A-11
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	外構平面図・外構詳細図	縮尺	1/500 1/100、1/30

志摩中学校

＜参考図＞

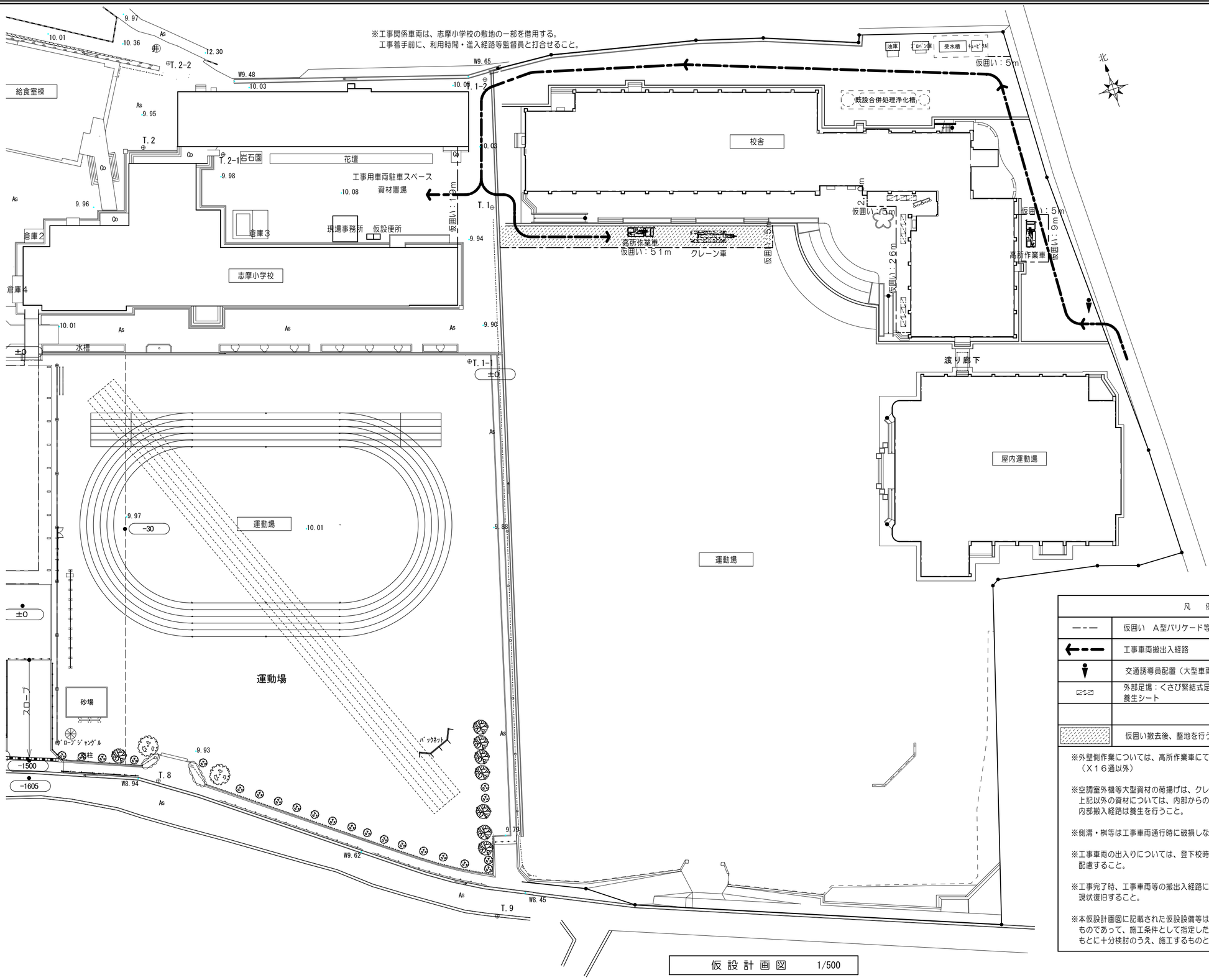

凡　例	
――	仮囲い　A型バリケード等
←――	工事車両搬出入経路
	交通誘導員配置（大型車両搬出入時）
	外部足場：くさび緊結式足場（手摺先行方式）H＝１０．５m 養生シート
	仮囲い撤去後、整地を行うこと

※外壁側作業については、高所作業車にて行うこととする。
（Ｘ１６通以外）

※空調室外機等大型資材の荷揚げは、クレーン車とする。
上記以外の資材については、内部からの搬入とする。
内部搬入経路は養生を行うこと。

※側溝・桝等は工事車両通行時に破損しないよう、鉄板敷等養生をすること。

※工事車両の出入りについては、登下校時を避けるとともに安全確保に十分配慮すること。

※工事完了時、工事車両等の搬出入経路については、整地等を行い現状復旧すること。

※本仮設計画図に記載された仮設設備等は、発注者の積算上の考え方を示したものであって、施工条件として指定したものではないので、受注者の責任のもとに十分検討のうえ、施工するものとする。

仮 設 計 画 図　1/500

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号　A-12
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年1月　日	図面名称	仮設計画図＜参考図＞	縮尺　1/500

工事名称

平成30年度（繰越事業）志教総第3号

志摩中学校空調機設置工事

仕　様　書（機械設備の部）

Ⅰ 工事概要

1．工事場所　三重県 志摩市 志摩町 和具 303

2．建物概要　　国：国有財産法延面積（m2）　建：建築基準法延面積（m2）

建物名称	構造及び階数	国：延面積	建：延面積	消防法施行令の適用	耐震区分	備考
校舎	ＲＣ－３Ｆ		4,998	別表第１（ ７ ）項		

3．工事種目（⊙印の付いたものが対象）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	校舎						屋外
・空気調和設備	○						
・換気設備							
・排煙設備							
・自動制御設備							
・衛生器具設備							
・給水設備							
・排水設備							
・給湯設備							
・消火設備							
・厨房設備							
・ガス設備							
・浄化槽設備							

4．指定部分　・無　・有
対象部分：

5．設備概要（⊙印を付けたものは、本工事あるいは既設設備の概要を示すもので、仕様を規定するものではない。）

方式及び種別	設備概要
⊙ 空調方式 ・ 主要熱源機器	⊙ 空冷ヒートポンプパッケージエアコン　⊙ 空冷ヒートポンプルームエアコン ・ 冷温水機　・パッケージ型空気調和機　・
・ 自動制御方式	・ 電気式　・ 電子式　・ デジタル式　・ 中央監視制御
・ 給水方式	・ 水道直結方式　・ 高置タンク方式　・ 圧力タンク方式 ・ ポンプ直送方式　・ 増圧給水直結方式
・ 排水方式	建物内汚水、雑排水　（ ・ 合流式　・ 分流式 ） ポンプ排水　・ 有（ ・ 汚物　・ 雑排水　・ 湧水 ）　・無 建物外放流先　汚　水（ ・ 下水管直放流　・ ） 雑排水（ ・ 下水管直放流　・ ）
・ 消火設備の種別	・ 屋内消火栓設備　・ スプリンクラー設備　・ 泡消火設備 ・ 連結散水設備　・ 連結送水管　・ 不活性ガス消火設備（ ・ ）
・ ガスの種類	・ 都市ガス（種別　，発熱量　MJ/m³(N),供給事業者名　） ・ 液化石油ガス（ ・ ボンベ　・ バルクタンク　・ ）

工事区分表

項目			機械設備	建築	電気設備
開口部	鉄骨部材のはり貫通部	穴開け(補強を含む)			
	鉄骨鉄筋コンクリート部材のはり貫通部	補強			
		スリーブ			
	ＲＣ部材のはりの貫通部	補強			
		スリーブ			
	ＲＣ部材の床・壁の貫通部	補強			
		スリーブ			
		箱入れ			
	床デッキプレートの貫通部	補強			
		切り込み			
	開口部の穴埋め補修		○		
	天井・軽鉄間仕切りの開口	ボードの切込み及び補強共	○	○	
基礎等	屋上設置の設備機器の基礎		○		
	大形設備機器の基礎				
	防水層に影響する基礎				
	上記以外の機器の基礎		○		
	架台、アンカーボルト		○		
外部取付ガラリ		ダクトチャンバーの接続用フランジを含む			
換気扇の取付枠					
床下水槽のマンホールふた					
湯沸室等流し台		排水トラップ共			
湯沸室等の排気フード		ステンレス製天蓋			
床、天井点検口				○	
防油提		建物内、油サービスタンクの防油提			
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線（接地共）		○		
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				○
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				
	機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線（接地共）		○		
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパーに至る配管配線				
	小便器用節水装置の制御盤以降の二次側の配管配線				
改修工事	コンクリート壁、床など	はつり	○		
		荒補修	○		
		仕上げ補修		○	
	天井、壁などのボード類	撤去（ボード類のみ）		○	
		撤去（下地開口補強を含む）		○	
		復旧		○	

Ⅱ 工事仕様

1．共通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の標準仕様書等によるものとし、⊙印のついたものを適用する。
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成２８年版)(以下「標準仕様書」という。)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成２８年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成２８年版)(以下「標準図」という。)

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（ ／ ）図、建築工事の特記仕様書は（ ／ ）図による。

2．特記仕様

1）章は●印の付いたものを適用し、項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は、⊙印の付いたものを適用する。

3）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の安全措置を講ずるとともに、工事中断などの措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第２６条（臨機の措置）によって処理されるものとする。

● 一般共通事項

1. 発生材の処理等

金属類は引渡しを要するものとする。
- ・ 特別管理産業廃棄物（ ・　・ ）
  - ・ 構外搬出適切処理　・ 別途工事
- ・ 石綿含有品（ ・ 配管用成形保温材 ・ フランジ用ガスケット（ ・ 配管 ・ ダクト））
  - ・ 構外搬出適切処理　・ 別途工事
- ・ 再生資源化を図るもの　（ ・ 塩ビライニング鋼管　・臭化リチウム ）
  - ・ 構外搬出適切処理　・ 別途工事

上記以外のものの処理は構外搬出適切処理とする。

2. 特定建設資材の再資源化等

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第９条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。

また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

（１）分別解体の方法

工程	作業内容	分別解体の方法
・ 新築 ・ 増築 ・ 修繕 ・ 模様替	建築設備工事 ・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業･機械作業併用

（２）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所在地
・ コンクリート ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ 木材 ・ アスファルト･コンクリート		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

3. 建設発生土の処理方法

・ 構内敷きならし　・ 構外搬出（片道運搬距離　約　km）
DID区間（ ・ 有　・ 無 ）
※構外搬出の搬出先は監督職員との協議による。

・本工事は、建設発生土情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更が有った場合、速やかに当該システムのデーター更新を行うものとする。尚、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

4. 環境への配慮

1）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２８年２月閣議決定）」による特定調達品目の場合は、判断の基準等をみたすものとする。

2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
- ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
- ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
- ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
- ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
- ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
- ③ 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
- ④ 建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

5. 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中のホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼン，スチレンの濃度を測定し，監督職員に報告すること。
測定はパッシブ型採取機器により行う。
- 測定時期　・ 工事着手前　・ 施工終了時
- 測定対象室　・ 図　示
- 測定箇所数　・ 図　示

⑥ 材料・機材の品質等

（１）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

（２）次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 安定的な供給が可能であること。
- ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

⑦ 足場その他

- ・ 別契約の関係受注者(下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用できる。
- ・ 本工事で設置する。
  「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の⑵手すり据置方式又は⑶手すり先行専用足場方式により行う。
  改修標準仕様書第１編２．２．１より足場の種別は以下による。
  ⊙ 内部足場（ ⊙ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・ 種 ）
  ・ 外部足場（ ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 ・ 種 ）

8. 埋戻し土及び盛土

・ 根切り土の中の良質土（コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）　・ 山砂の類

⑨ 施工図等

本工事で作成する施工図等のうち、次の原図及びその複写図(１部)を監督職員に提出する。
ただし、製作図等で原図として提出ができないものは、原図に代わるものとしてよい。
なお、施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲する。
- 機器製作図　一式、　制御システム図　一式
- 試験成績書　一式、　機器・配管固定の施工図　一式

⑩ 機材の承諾図

機械設備工事機材承諾図様式集（平成２８年版）によるほか、監督職員の指示による。

11. 総合調整

・ 本工事とし下記項目の計画書及び測定報告書を提出する。　・ 別途とする。
調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）
- ・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定
- ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定
- ・ 飲料水の水質の測定　・ 初期運転状態の記録

⑫ 電動機

換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。

⑬ 電源周波数

⊙ ６０Hz　・ ５０Hz

⑭ 容量等の表示

(1)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

⑮ 耐震措置

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版（独立行政法人建築研究所監修）による。

（１）機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数［ ・ 1.0 ・ 1.2 ］及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

部位	機器種別	・ 特定の施設 重要機器	・ 特定の施設 一般機器	・ 一般の施設 重要機器	・ 一般の施設 一般機器
上層階 屋上・及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
重要機器は次のものを示す。
- ・ 給水機器（ ）　・ 排水機器（ ）
- ・ 換気機器　・ 空調機器　・ 熱源機器　・ 防災設備
- ・ 監視制御設備　・ 危険物貯蔵装置　・ 火を使用する設備
- ・ 避難経路上に設置する機器

（２）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とした値とする。

16. 案内板

機器システム図及び重要な定期点検項目等を記載した ・ アクリル樹脂製 ・ 市販パネルの案内板を設備機械室に設ける。但し、案内板の大きさは、約　m2とする。

17. 配管

(1)呼び径６０Ｓｕ以下のステンレス鋼管の継手は、下記による。
メカニカル形管継手（ ・ 拡管式　・ プレス式 ）
(2)建築物導入部配管の変位吸収方法は標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。
・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ）
(3)溶接部の非破壊検査　・ 不要　・ 要（ ）

18. 地中埋設標等

(1)地中埋設標　・ 要（図示による）　・ 不要
(2)埋設表示テープ　・ 要（排水管を除く）　・ 不要

19. 弁類

特記のない弁の耐圧は、ＪＩＳ又はＪＶ ５Ｋとする。
油系に使用する弁の耐圧は、１０Ｋ（マレアブル弁等）とする。
水道直結給水配管系に使用する弁の耐圧は、ＪＩＳ又はＪＶ １０Ｋとする。
ステンレス鋼管に取り付ける呼び径６５以上の弁は、ステンレス製とする。

20. 絶縁フランジ・絶縁継手

図示の位置に取り付ける。

21. 鋼管用伸縮管継手

・ ベローズ形　・ スリーブ形

22. 防振吊り金物及び防振支持金物

図示の位置に取り付ける。

23. 保温

標準仕様書第２編3章1節によるほか次による。ただし各工事種目で別に指定されたものは除く。
- ・ 多湿箇所　室名：
- ・ 共同溝内　ダクト：　配管：

24. 塗装

- ・ 保温無し屋内露出の配管及びダクトは塗装を行う。（ただし、機械室内及び屋上は除く）
- ・

㉕ はつり

既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。穴開けを行う際は、電磁誘導等の機器で鉄筋探査を行う。

26. 天井仕上区分

（ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

27. 他工事又は他工種とのとりあい

図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。

㉘ 電線類

電線及びＥＭケーブルの規格は標準仕様書第４編１.５.１表４.１.１１による。
電線類は、ＥＭケーブルを使用する。（機器、盤類を除いてもよい）

29. その他

屋外設置のマンホール類には用途名を入れる。

● 改修関係事項

1. 既設との取合い

本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

2. 施工調査

事前調査　・ 本工事　・ 別途
調査項目　・ 既存資料調査
調査範囲、方法　・ 図示　・

3. 仮設間仕切

仮設間仕切は、改修標準仕様書第１編２.２.３による。種別（ ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ）

4. 養生

既存部分の養生は、改修標準仕様書第１編３章による。

5. 既設ダクトの再利用

改修標準仕様書第３編２.２.８「既設ダクトの再利用」による。
改修標準仕様書第３編２.２.９「ダクト清掃」を　・ 行う　・ 行わない

6. 非破壊検査

放射線透過検査等による埋設物の調査は（ ・ 要 ・ 不要 ）とする。
範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。

7. 試験

（１）各種配管の試験は、新設配管に適用する。
（２）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

⑧ あと施工アンカー

改修標準仕様書第２編５.１.３「インサート及びアンカー」による。
下記の試験を行う場合には、範囲は監督職員と協議による。
⊙ アンカー引抜試験（ ・ 性能確認試験　⊙ 施工後確認試験 ）

⑨ 撤去工事

撤去する配管（断熱材被覆銅管を含む）、ダクト等の保温は分離する。
撤去する配管、ダクト等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。
- 石綿含有分析調査　・ 本工事　・ 別途工事
- 石綿撤去方法　・ 本工事（ ・ 図示による ）　・ 別途工事

⑩ 冷媒(フロン類)の回収

業務用冷凍空調機器の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２.４.３により、次の書類の写しを監督職員に提出する。
⊙ 冷媒充填　⊙回収証明書　⊙ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外側ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行う。
パッケージ形空気調和機の移設等により、冷媒の回収・再充填が必要となる場合においては、上記に準じて冷媒の大気中への放出を防止する措置を講じること。

● 空気調和設備

① 設計温湿度

	外気				屋内（調整目標値）			
	一般系統				一般系統			
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	℃	%	℃	%	２７℃	５０％	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	１８℃	４０％	℃	%

2. ばいじん量測定口

設ける（測定口は８０mm以上とし、取り付け箇所は煙道の直線部とする）

3. ばい煙濃度計取付座

・ 設ける　・ 設けない

4. ダクト

- ・ 低圧ダクト　・ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）
  　・ アングルフランジ工法
- ・ 高圧1ダクト（範囲は図示による。）

5. チャンバー

(1)内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2)空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼したチャンバーには点検口を設置し、寸法は図示による。
(3)外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

6. ダンパー

(1)防煙ダンパー　復帰方式（ ・ 遠隔(定格入力はDC24V 0.7A以下)　・ ）
(2)ピストンダンパー　復帰方式（ ・ 遠隔　・ ）

7. 風量測定口

図示の位置に取り付ける。

⑧ 配管材料

- (1)冷温水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・
  　・ 架橋ポリエチレン管（20Ａ以下）
- (2)冷却水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・
- (3)空調用排水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・
  　⊙ 硬質ポリ塩化ビニル管
- (4)冷媒管　⊙ 断熱材被覆銅管（難燃性）
- (5)膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管は配管用炭素鋼鋼管（白）とする。
- (6)加湿用給水管　・ ステンレス鋼管　・ ポリ粉体鋼管（ ＰＡ又はＰＢ）
  　・ 塩ビライニング鋼管（ＶＡ又はＶＢ）
- (7)蒸気管　給気管　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
  　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Ｓｃｈ４０
  　還管　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Ｓｃｈ８０
- (8)油管　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒）　・

9. 弁類

(1)冷温水コイル廻り（標準図）の弁は（ ・ 仕切弁 ・ バタフライ弁 ）とする。
(2)蒸気加熱コイル廻り（標準図）の弁は仕切弁とする。
(3)ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往･還）には、ボール弁を取付ける。
また、ファンコイルユニットには、（・ 流量調整弁　・ 定流量弁）を設置する。

10. 温度計・圧力計

下記の表に○をつけた箇所に設置する。なお円形指示計は100mmφ以上とする。

機材名	計測部位	温度計の種類	温度計 入口側	温度計 出口側	圧力計 入口側	圧力計 出口側
冷温水機	冷温水	円形指示計	○	○	○	○
冷凍機	冷却水	円形指示計	○	○	○	○
パッケージ形空気調和機	サプライチャンバー レタンチャンバー	円形指示計	○	○		
ユニット形空気調和機	冷温水	円形指示計	○	○	○	○
	サプライチャンバー レタンチャンバー	円形指示計	○	○		
熱交換器		円形指示計	○	○	○	○
ヘッダー		円形指示計	○	○	○	○

11. 瞬間流量計

瞬間流量計はピトー管方式によるもので、止水コック付とし、図示の位置に取り付ける。
なお瞬間流量計の形式は、（ ・ 固定式　・ 着脱式 ）とする。
着脱式の場合、（４０Ａ　個　１００Ａ　個 ）を付属する。

12. 油面制御装置

制御盤には（ ・ 給油ポンプ制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 漏えい検知警報 ・ 満油警報 ・ 減油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
また、フロートスイッチ部はステンレス鋼製（油面検出部）とする。

⑬ 保温及び消音内貼

標準仕様書第２編３．１．４によるほか、次による。
- ・ 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。
- ・ 建物内の空気抜き管の保温は標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項により、空気抜き対象管から空気抜き弁までとする。
- ・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５の排水管の項による。
- ⊙ 冷媒管の保温外装は下記による。（ただし、天井内、機械室内、PS内は保温外装不要）
  屋内露出（ ・ 合成樹脂製カバー ⊙ 保温化粧ケース（材質：　））
  屋外露出（ ・ ステンレス鋼板　・ 保温化粧ケース（材質：　）
  　・ カラー鉄板　⊙ 溶融アルミニウム-亜鉛鉄板（カラー））
- ・ 外気取入れ用ダクトの保温要　（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による）
- ・ 排気用ダクトの保温要　（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による）
- ・ 還気用ダクトの保温要　（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による）

○ 換気設備

1. ダクト

- ・ 低圧ダクト　・ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）
  　・ アングルフランジ工法
- ・ 高圧1ダクト（範囲は図示による）
- ・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクト（範囲及び仕様は図示による）
- ・ 厨房系統の排気ダクトは標準仕様書第３編２．２．２のダクトの板厚の項より一番手厚いものを使用する。（範囲は図示による）

2. 風量測定口

図示の位置に取り付ける。

3. ダンパー

空気調和設備の当該項目による。

4. シールする排気ダクトの系統

- ・ 厨房系統　・ 浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統
- ・

5. チャンバー

空気調和設備の当該項目による。

6. 保温

次のダクトは保温を行う。
- ・ 外気取入れ用ダクトの保温要　（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による）
- ・ 排気用ダクトの保温要　（保温の厚さ２５mm、範囲は図示による）
- ・ 多湿箇所のダクトの保温要　（保温の厚さ５０mm、範囲は図示による）
- ・ 厨房及び湯沸室の排気ダクトの保温要　（保温の厚さ５０mm(RW)、範囲は図示による）

○ 排煙設備

1. ダクト

・ 亜鉛鉄板　・ 普通鋼板（厚１．６mm）

2. 排煙口の形式

- ・ 天井取付（ ・ スリット形　・ パネル形 ）
- ・ 壁取付　（ ・ スリット形　・ パネル形 ）　・

3. 排煙口開放及び復帰方式

・ 電気式　（ 遠隔復帰　・ 要　・ 不要 ）　・ ワイヤー式

4. 排煙風量測定

建築設備定期検査業務基準書平成２０年版（(一財)日本建築設備･昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準じる。

○ 自動制御設備

1. 中央監視制御装置

・ あり（ ・ 新設　・ 既設 ）　・ なし

2. 中央監視制御装置の構成・機能

別図による

3. 電気計装用配線

電線及びＥＭケーブルの規格は標準仕様書第４編１.５.１表４.１.１１による。
屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

特記事項

前野・西沢特定建築設計共同企業体
株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号
西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号

管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作
管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子

設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-01
平成31年 1月　日	図面名称	特記仕様書１（機械設備の部）	縮尺	ＮＳ

空調設備　機器表

記号	名　称	冷房能力（ｋW）	暖房能力（ｋW）	消費電力（ｋW）冷房時	消費電力（ｋW）暖房時	圧縮機電動機出力（ｋW）	送風機出力（W）	電 源（ｖ）	冷媒	冷媒配管 液管/ガス管	付属品	台数	校舎	階数	設置個所
AC 280	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	25.0 (11.3～28.0)	28.0 (12.6～35.0)	10.4	8.65	5.70	220＋220	3相200V	R410A	(9.5/15.9)×2 12.7/25.4	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ ｱｸﾃｨﾌﾞﾌｨﾙﾀｰ	1	北棟	3	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ室
AC-CR 140 / AC-CR 140	天井吊型　同時ツイン 室内機						150×2								
AC 224	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	20.0 (10.1～22.4)	22.4 (10.1～28.0)	6.81	6.15	4.61	200＋200	3相200V	R410A	(9.5/15.9)×2 9.5/25.4	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ ｱｸﾃｨﾌﾞﾌｨﾙﾀｰ	4	北棟 北棟 北棟 東棟	3 2 1 1	図書室 家庭科教室Ａ 技工室 職員室
AC-CR 112 / AC-CR 112	天井吊型　同時ツイン 室内機						150×2								
AC 224	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	20.0 (10.1～22.4)	22.4 (10.1～28.0)	8.44	7.77	4.61	200＋200	3相200V	R410A	(9.5/15.9)×2 9.5/25.4	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ ｱｸﾃｨﾌﾞﾌｨﾙﾀｰ	2	東棟 東棟	3 2	音楽教室 美術教室
AC-WR 112 / AC-WR 112	壁掛型　同時ツイン 室内機						64×2								
AC 140	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	12.5 (5.7～14.0)	14.0 (6.3～18.0)	4.20	3.71	2.36	71＋71	3相200V	R32	9.5/15.9	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ	１４	北棟 北棟 北棟	3 2 1	普通教室（×３）特別支援教室、ＬＬ教室 普通教室（×４）理科教室Ａ 普通教室（×３）特別支援教室
AC-CR 140	天井吊型 室内機						150								
AC 80	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	7.1 (3.4～8.0)	8.0 (3.6～10.6)	1.83	2.04	1.29	67	3相200V	R32	9.5/15.9	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ	2	北棟 東棟	1 3	保健室 介助員控室
AC-CR 80	天井吊型 室内機						91								
AC 80	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	7.1 (3.4～8.0)	8.0 (3.6～10.6)	2.03	2.15	1.29	67	3相200V	R32	9.5/15.9	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ	1	東棟	1	会議室
AC-WR 80	壁掛型 室内機						48								
AC 63	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	5.6 (2.6～6.3)	6.3 (2.9～8.0)	1.62	1.60	1.10	64	3相200V	R32	6.4/12.7	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ	2	北棟	1	配膳室、教育相談室
AC-CR 63	天井吊型 室内機						91								
AC 63	空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機　耐塩害仕様	5.6 (2.6～6.3)	6.3 (2.9～8.0)	1.58	1.60	1.10	64	3相200V	R32	6.4/12.7	ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ	1	東棟	1	校長室
AC-WR 63	壁掛型 室内機						48								
RAC 22	空冷ヒートポンプルームエアコン 室外機　耐塩害仕様	2.2 (0.5～3.3)	2.5 (0.6～6.2)	0.425	0.450	0.600	12	1相100V	R32	6.4/9.5	ﾜｲﾔﾚｽﾘﾓｺﾝ 防護ﾈｯﾄ	1	東棟	1	用務員室
RAC-WR 22	壁掛型 室内機						19								
AF 1	エアー搬送ファン インテリアタイプ AH-1312S-X(三菱電機)	平均風速　(強)4.3　(弱)2.8　(m/s) 風　　量　(強)760　(弱)490　(m^3/h) 騒　　音　(強)34　(弱)23　(dB) 消費電力　(強)37　(弱)19　(W)						1相100V			ｺﾝﾄﾛｰﾙｽｲｯﾁ(強弱ﾉｯﾁ)	1	東棟	1	職員室

※ 製造者上位機種で選定のこと。
※ 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様による。
※ グリーン購入法調達基準適合品、2015年省エネ基準クリア品であること。
※ 電源周波数は60Hzとする。電動機容量・消費電力等については参考値とする。
※ 冷暖房能力はJIS標準値とする。
※ 室外機、防護ネット(学校用安全ネット)を取付。
　室外機前方吹出側スペース500mm以下の場合風向調整板を取付。
※ 普通教室･特別支援教室･特別教室には鍵付リモコンＢＯＸ取付。
※ 室外機基礎、タイガーベース、転倒防止金具を取付。

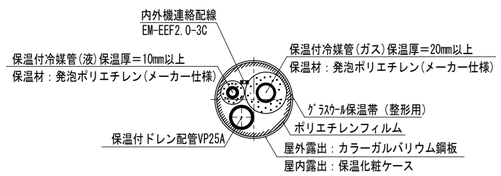

屋内外露出部冷媒配管保温要領図

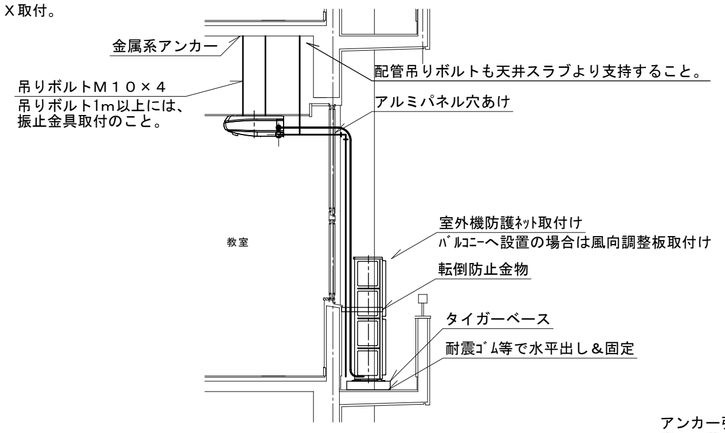

空調設備　断面図　1/50

アンカー引抜試験は室内機１台につきアンカー１本とし、
室内機荷重以上の引張強度を確保することを確認すること。
但し全数目視接触打音検査を行うこと。

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号　M-02
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　機器表	縮尺　ＮＳ

志摩中学校

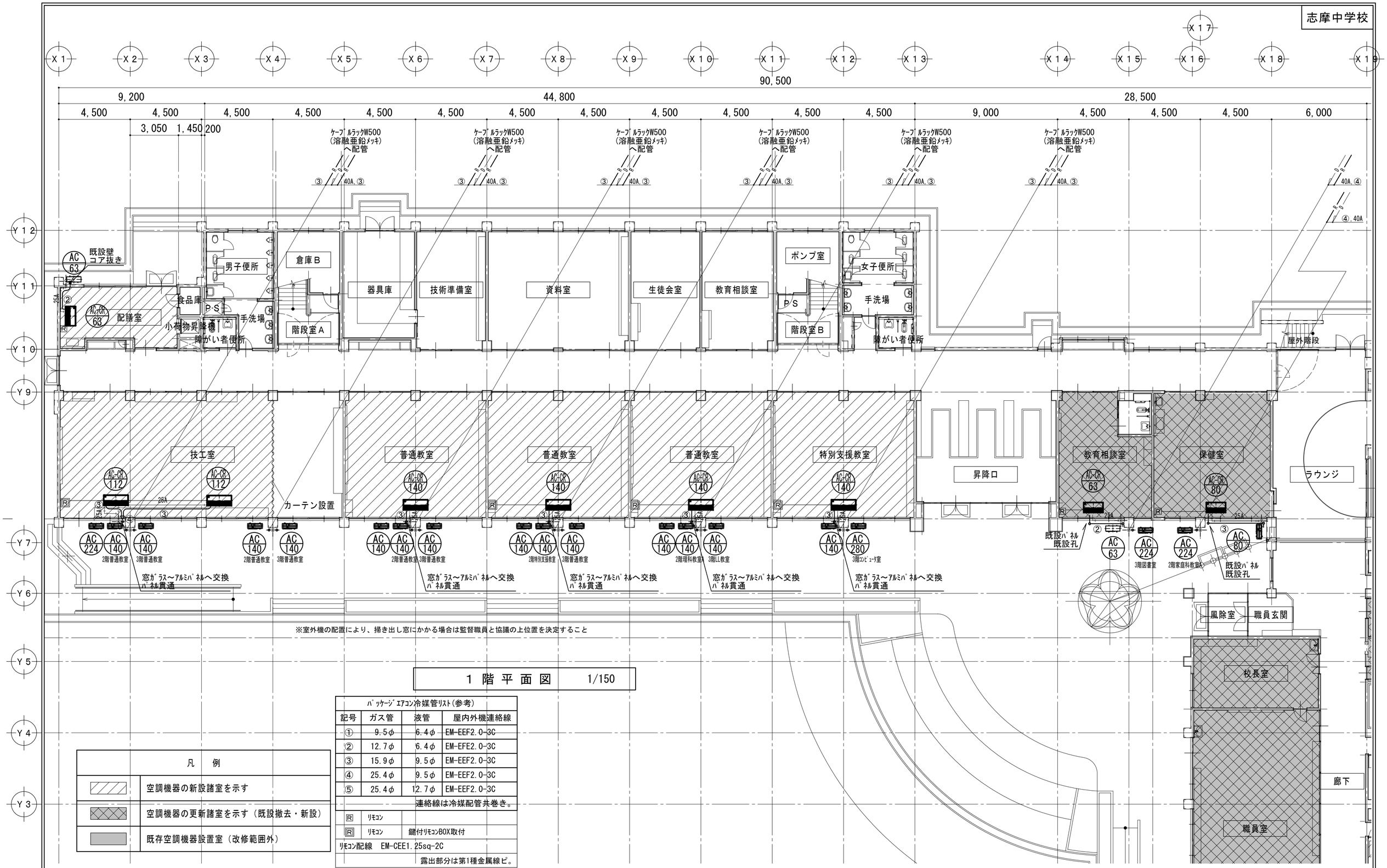

1 階 平 面 図　1/150

パッケージエアコン冷媒管リスト(参考)			
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	9.5φ	6.4φ	EM-EEF2.0-3C
②	12.7φ	6.4φ	EM-EFE2.0-3C
③	15.9φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
④	25.4φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
⑤	25.4φ	12.7φ	EM-EEF2.0-3C
連絡線は冷媒配管共巻き。			
R	リモコン		
R	リモコン	鍵付リモコンBOX取付	
リモコン配線　EM-CEE1.25sq-2C			
露出部分は第1種金属線ピ。			

凡　例	
	空調機器の新設諸室を示す
	空調機器の更新諸室を示す（既設撤去・新設）
	既存空調機器設置室（改修範囲外）

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-03
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　1階平面図	縮尺	1/150

志摩中学校

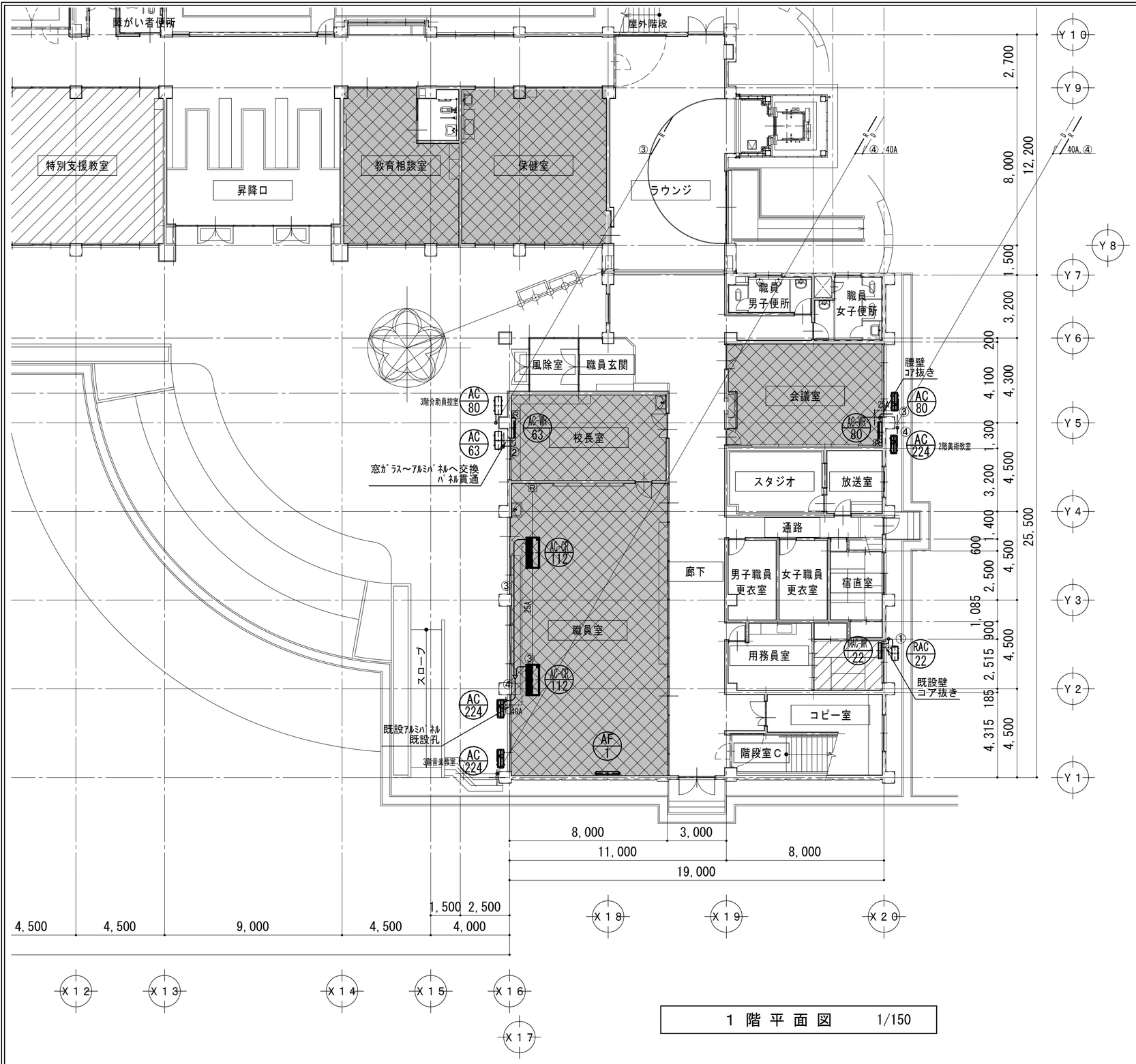

1 階 平 面 図　1/150

パッケージエアコン冷媒管リスト(参考)			
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	9.5φ	6.4φ	EM-EEF2.0-3C
②	12.7φ	6.4φ	EM-EFE2.0-3C
③	15.9φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
④	25.4φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
⑤	25.4φ	12.7φ	EM-EEF2.0-3C
連絡線は冷媒配管共巻き。			
R	リモコン		
R	リモコン	鍵付リモコンBOX取付	
リモコン配線　EM-CEE1.25sq-2C			
露出部分は第1種金属線ピ。			

凡　例	
	空調機器の新設諸室を示す
	空調機器の更新諸室を示す（既設撤去・新設）
	既存空調機器設置室（改修範囲外）

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-04
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　1階平面図	縮尺	1/150

志摩中学校

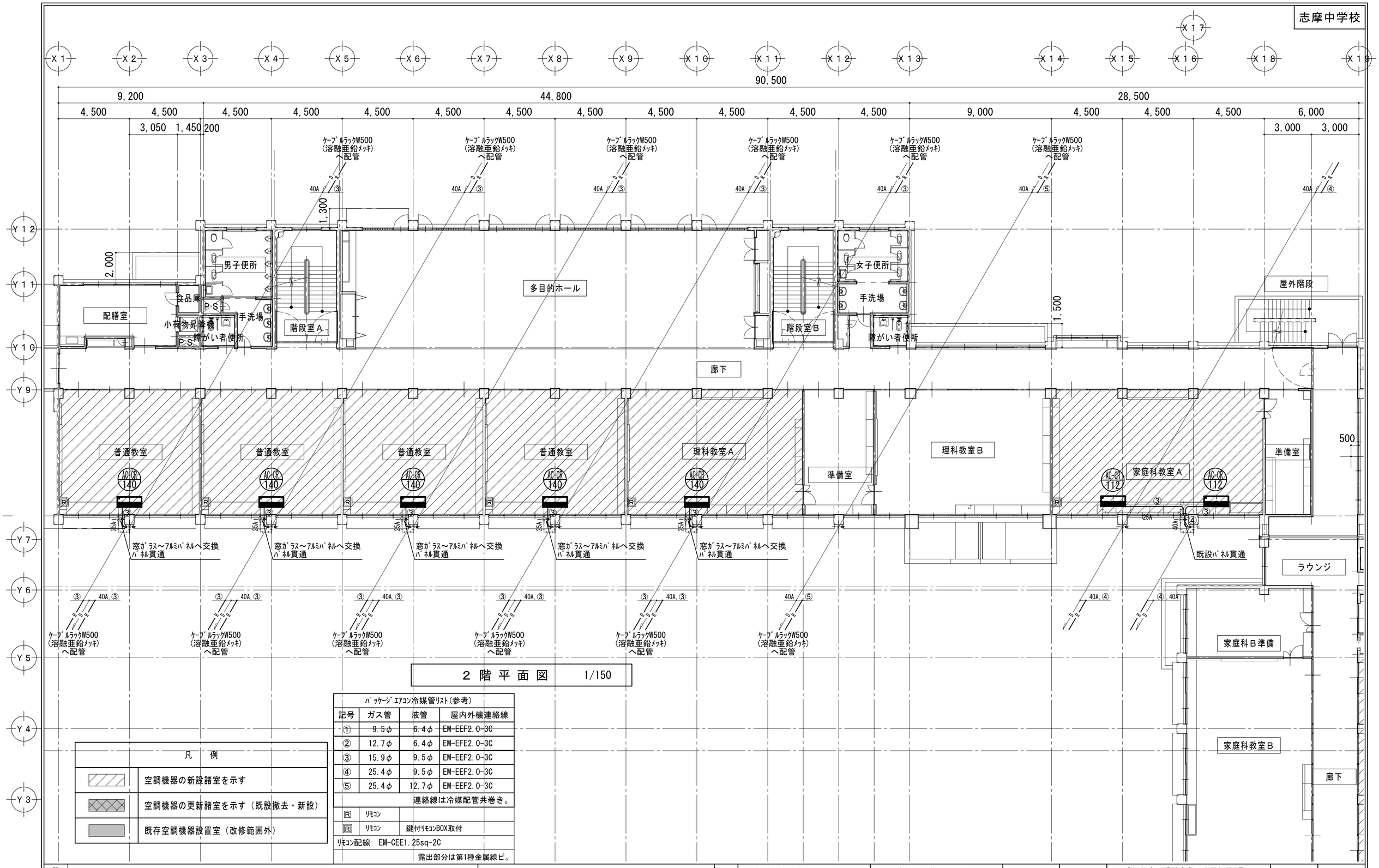

2 階 平 面 図　1/150

パッケージエアコン冷媒管リスト(参考)			
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	9.5φ	6.4φ	EM-EEF2.0-3C
②	12.7φ	6.4φ	EM-EFE2.0-3C
③	15.9φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
④	25.4φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
⑤	25.4φ	12.7φ	EM-EEF2.0-3C
連絡線は冷媒配管共巻き。			
R	リモコン		
R	リモコン	鍵付リモコンBOX取付	
リモコン配線　EM-CEE1.25sq-2C			
露出部分は第1種金属線ピ。			

凡　例	
	空調機器の新設諸室を示す
	空調機器の更新諸室を示す（既設撤去・新設）
	既存空調機器設置室（改修範囲外）

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-05
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　２階平面図	縮尺	1/150

志摩中学校

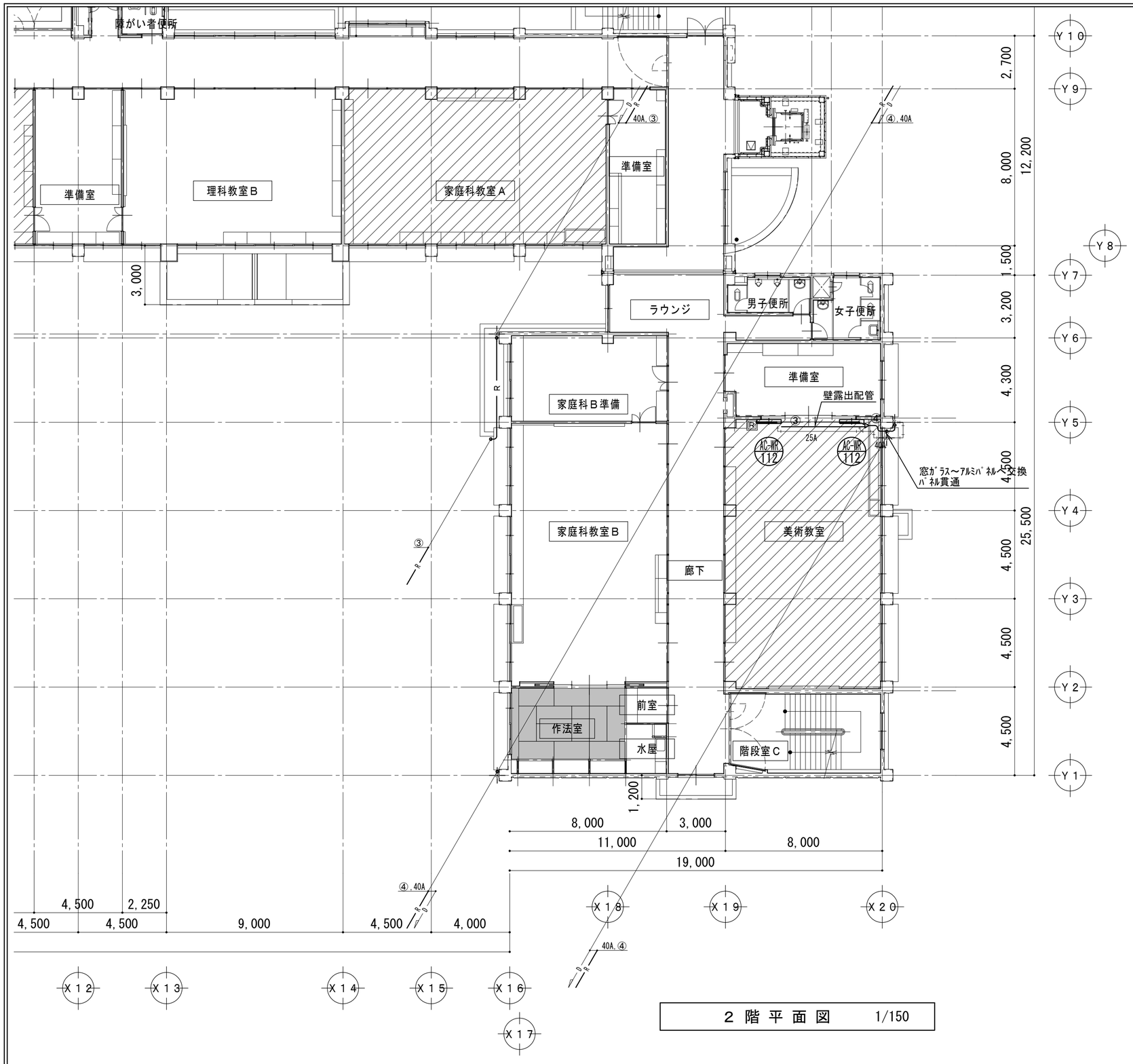

2 階 平 面 図　1/150

パッケージエアコン冷媒管リスト(参考)			
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	9.5φ	6.4φ	EM-EEF2.0-3C
②	12.7φ	6.4φ	EM-EFE2.0-3C
③	15.9φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
④	25.4φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
⑤	25.4φ	12.7φ	EM-EEF2.0-3C
連絡線は冷媒配管共巻き。			
R	リモコン		
R	リモコン	鍵付リモコンBOX取付	
リモコン配線　EM-CEE1.25sq-2C			
露出部分は第1種金属線ピ。			

凡　例	
	空調機器の新設諸室を示す
	空調機器の更新諸室を示す（既設撤去・新設）
	既存空調機器設置室（改修範囲外）

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-06
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　２階平面図	縮尺	1/150

志摩中学校

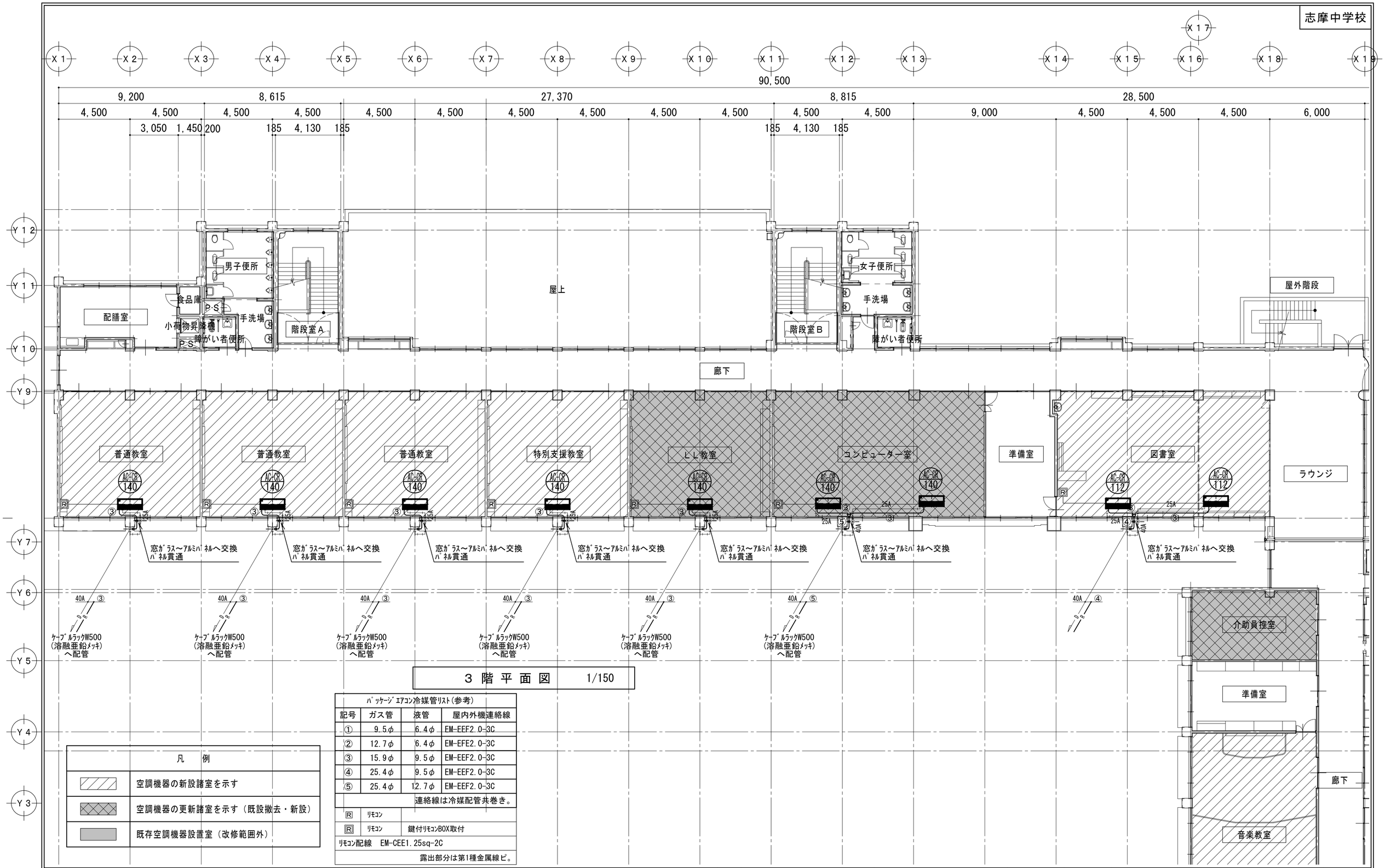

３ 階 平 面 図　1/150

パッケージエアコン冷媒管リスト(参考)			
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	9.5φ	6.4φ	EM-EEF2.0-3C
②	12.7φ	6.4φ	EM-EFE2.0-3C
③	15.9φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
④	25.4φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
⑤	25.4φ	12.7φ	EM-EEF2.0-3C
連絡線は冷媒配管共巻き。			
R	リモコン		
R	リモコン	鍵付リモコンBOX取付	
リモコン配線　EM-CEE1.25sq-2C			
露出部分は第1種金属線ピ。			

凡　例	
	空調機器の新設諸室を示す
	空調機器の更新諸室を示す（既設撤去・新設）
	既存空調機器設置室（改修範囲外）

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-07
		管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　３階平面図	縮尺	1/150

志摩中学校

3 階 平 面 図　　1/150

パッケージエアコン冷媒管リスト(参考)			
記号	ガス管	液管	屋内外機連絡線
①	9.5φ	6.4φ	EM-EEF2.0-3C
②	12.7φ	6.4φ	EM-EFE2.0-3C
③	15.9φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
④	25.4φ	9.5φ	EM-EEF2.0-3C
⑤	25.4φ	12.7φ	EM-EEF2.0-3C
連絡線は冷媒配管共巻き。			
R	リモコン		
R	リモコン	鍵付リモコンBOX取付	
リモコン配線　EM-CEE1.25sq-2C			
露出部分は第1種金属線ピ。			

凡　例	
	空調機器の新設諸室を示す
	空調機器の更新諸室を示す（既設撤去・新設）
	既存空調機器設置室（改修範囲外）

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-08
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　3階平面図	縮尺	1/150

志摩中学校

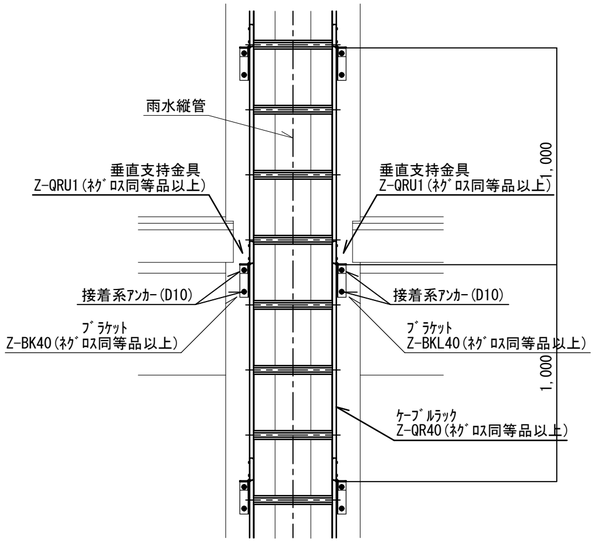

ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ詳細図(正面立面)　1/20

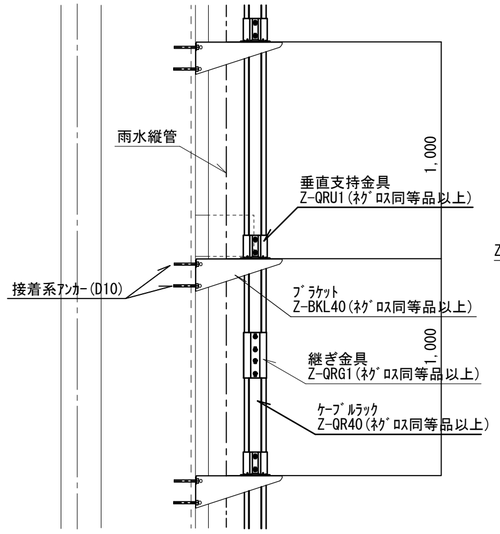

ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ詳細図(横面立面)　1/20

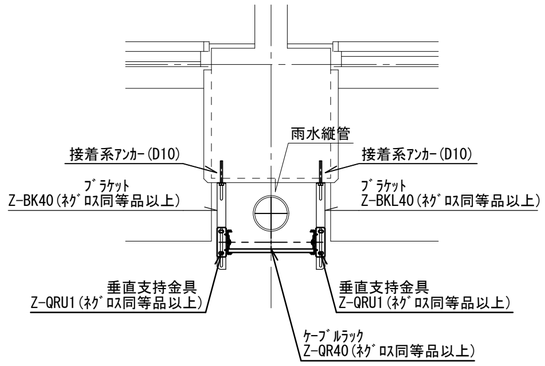

外部取付金物はすべて溶融亜鉛メッキ仕上げとする

ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ詳細図(平面)　1/20

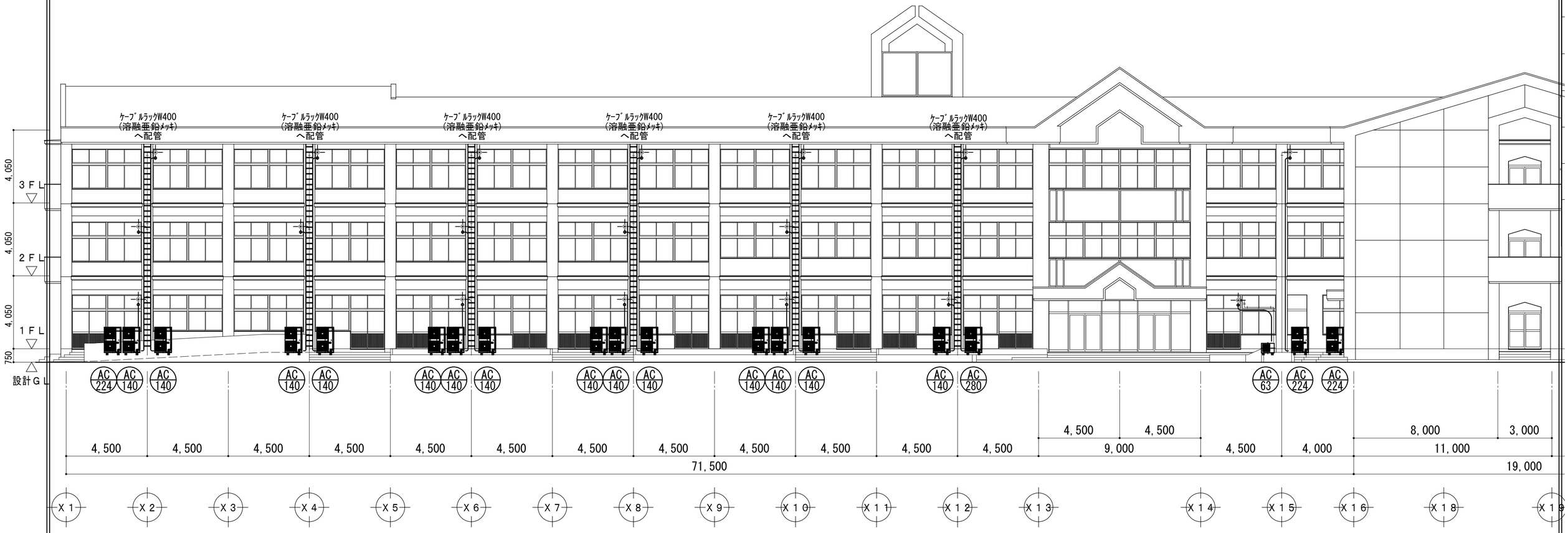

南面立面図　1/150

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号 前野　将輝	一級建築士　第360917号 前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-09
			管理建築士	一級建築士　第117422号 西沢　雅彦	一級建築士　第307846号 三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　立面図	縮尺	1/150

志摩中学校

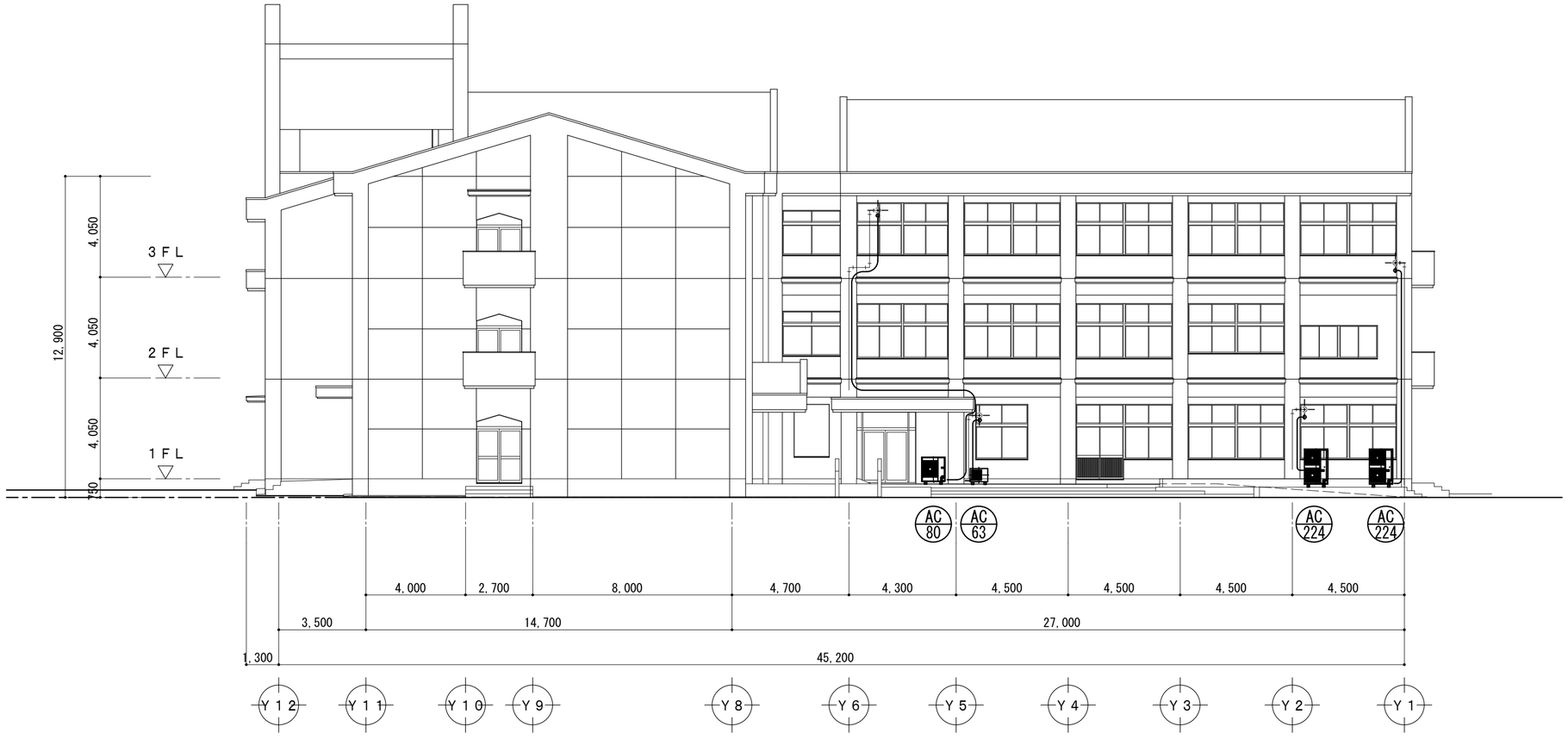

西 面 立 面 図　　1/150

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-10
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　立面図	縮尺	1/150

志摩中学校

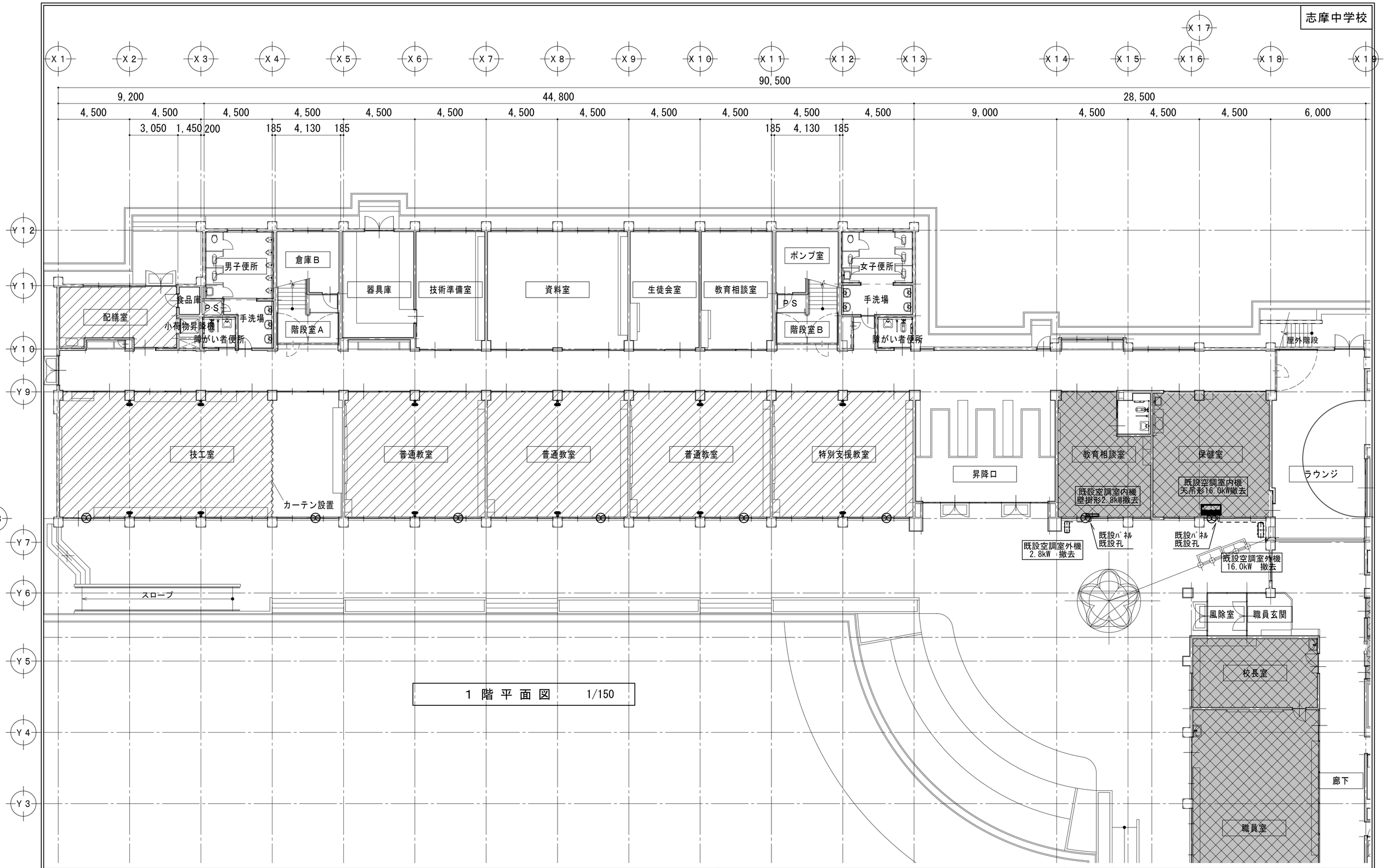

1 階 平 面 図　1/150

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社 前野建築設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 699号 西沢建築設計事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 464号	管理建築士	一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士 第360917号 前田 祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-11
		管理建築士	一級建築士 第117422号 西沢 雅彦	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備 1階平面図（既設撤去）	縮尺	1/150

志摩中学校

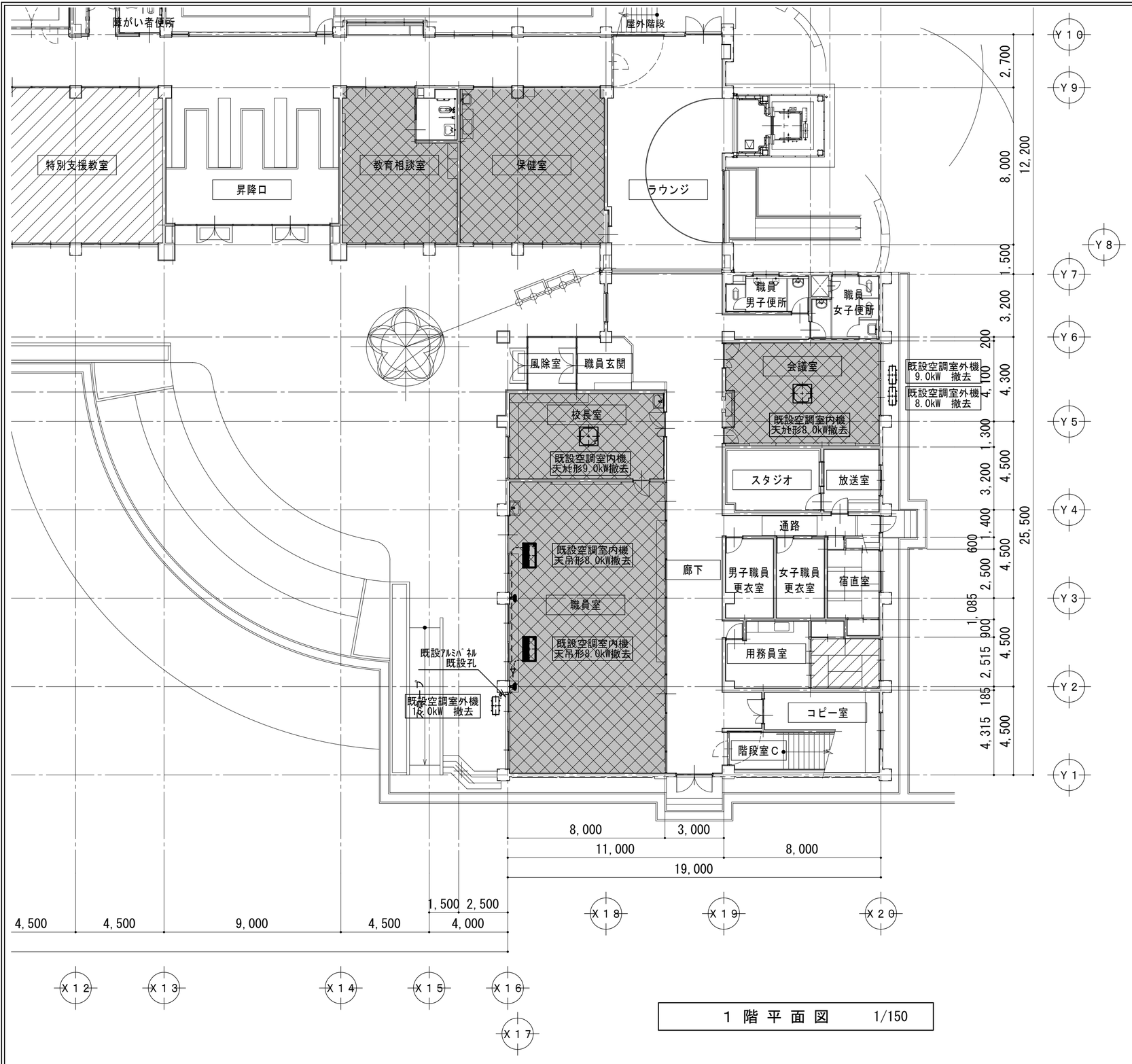

1 階 平 面 図　1/150

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-12
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備　1階平面図（既設撤去）	縮尺	1/150

志摩中学校

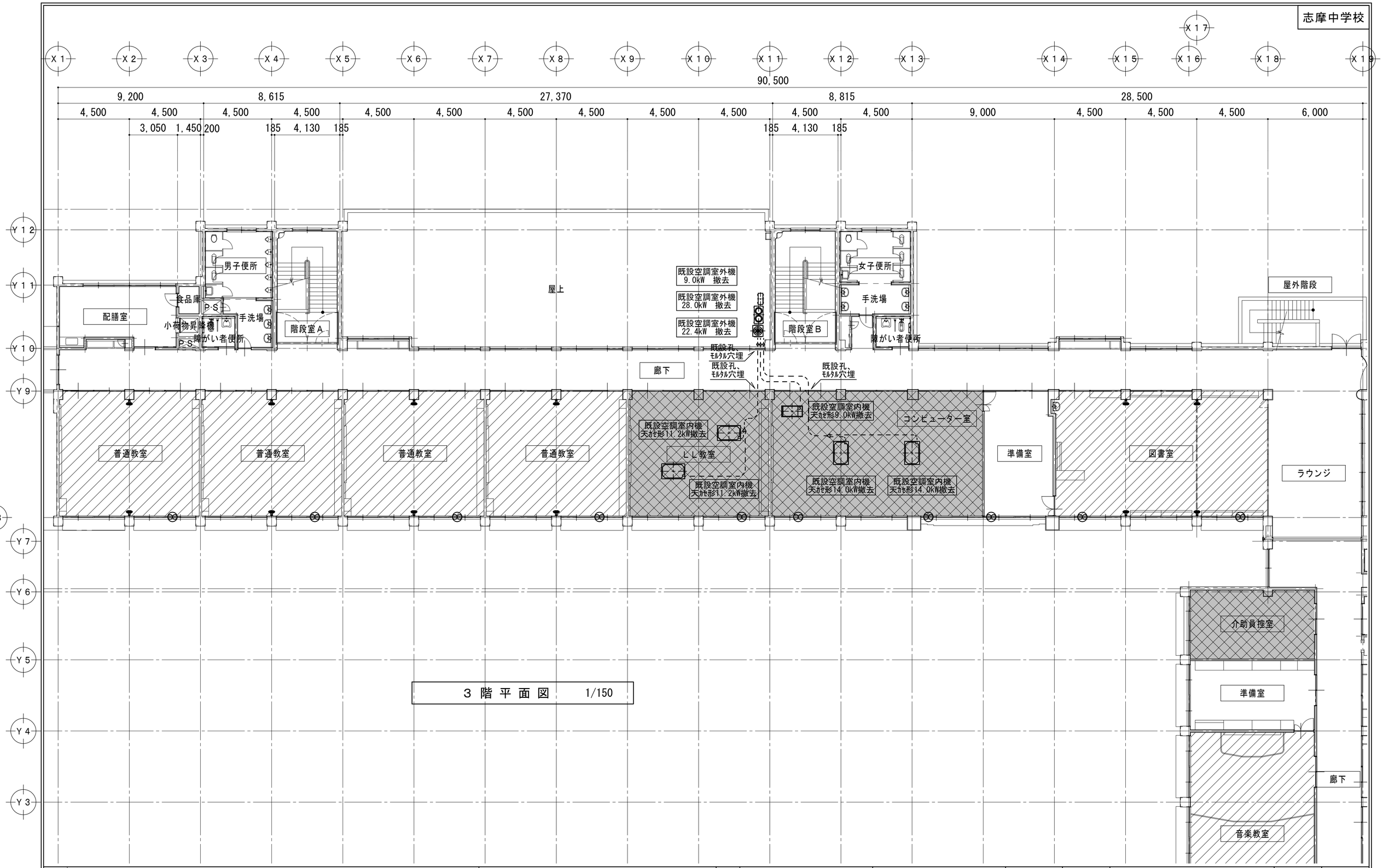

3 階 平 面 図　1/150

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社 前野建築設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 699号 西沢建築設計事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 464号	管理建築士	一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士 第360917号 前田 祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号 M-13
		管理建築士	一級建築士 第117422号 西沢 雅彦	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備 3階平面図（既設撤去）	縮尺 1/150

志摩中学校

3 階 平 面 図　1/150

特記事項	前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社 前野建築設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 699号 西沢建築設計事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 464号	管理建築士	一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士 第360917号 前田 祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校 空調機設置工事	図面番号	M-14
		管理建築士	一級建築士 第117422号 西沢 雅彦	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調設備 3階平面図（既設撤去）	縮尺	1/150

電　気　設　備　工　事　特　記　仕　様　書

Ⅰ　工事概要

1　　工事場所　　志摩市内

2　　建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（　㎡）	消防令別表第一	備考
志摩中学校					

3　　工事種別（○印のあるものを適用する。）

建物別 ＼ 工事種目	志摩中学校				
受変電設備	○				
自家発電設備					
電灯設備					
動力設備	○				
避雷針設備					
構内配電線路					
電話配管設備					
インターホン・電気錠設備					
拡声設備					
電気時計設備					
テレビ共聴設備					
表示設備(トイレ呼び出し表示)					
火災報知設備					
防犯配管設備					
構内交換設備					
構内通信線路					
ＡＶ設備工事					
ＩＴＶ設備工事					

Ⅱ　工事仕様書

1　　共通事項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の電気設備工事、建築工事、機械設備工事標準仕様書（平成28年版）及び標準図（平成27年版）工事監理指針（平成28年版）による。但し標準図による図示記号、区分、名称の記入なきものは標準図を適用しない。図面と仕様書に差異がある場合及び不明な箇所が生じた場合は全て監督員の指示による。

2　　特記仕様書

1）項目は番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項は⊙印の付いたものを適用する。

3　　設計図書優先順位

設計図書中に相互に差異のある場合の優先順位は次の通りとする。

但し現場説明書及び質疑回答書は最優先とする。

1　特記仕様書　2　設計図　3　標準仕様書

	項　目	特　記　事　項
共通事項	① 機材等の指定	⊙　設備機材等指定表によるほか同等品以上とする。但し同等品以上とする場合は監督員の承諾を受ける。
	② 施工従事者	⊙　自家用電気工作物においても法令で定める電気工事とする。
	3　工事用仮設	・　工事区分表による。
	4　残土処分	・　構内指示場所に敷ならし。　・構内指示の場所に推積。 ・構外搬出適切処分
	⑤ 埋戻し土	⊙　根切土の中の良質土　・山砂類（購入土）
	⑥ 発生材の処分	⊙　自由処分　・市に引渡　⊙市に引渡しを要するもの
	7　再使用機器	・　なし　・清掃絶縁抵抗測定のうえ取り付ける。
	⑧ 提出書類及び期限（原則としてＡ版とする）	・　別紙による
	⑨ 引渡書類	・　別紙による
	⑩ 官公庁その他手続き	⊙工事の施工に必要な手続きは請負者の責任とし、その費用は請負者の負担とする。 尚、各種手続き一覧表を作成の上、事前に提出し係員の承諾を得る事。
	⑪ 照度測定	・測定箇所は１０ケ所以上 （注）係員の指示ある場合はそのケ所による。
	⑫ 耐震施工	設備機器の固定は建設省住宅局建築指導課監修の建築設備耐震設計施工指針による。
	⑬ 既設との取合い	⊙本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は本工事とする。
	⑭ 他工事との取合い	⊙工事区分表による。
	⑮ 他工事との取合い	⊙工事に伴う官公署への申請、届け出は請負者において行い、これに伴う費用も本工事に含む。

	項　目	特　記　事　項
共通事項	⑮ 工事写真	・工事写真の撮り方／建築、及び同/建築設備に従い撮影する。 電子納品とし、次のものを提出する。 全写真のサムネールを印刷したもの(A4版)　1部 代表的写真を抽出し、Ｌ版相当サイズで印刷(A4版用紙に1ページあたり3枚) 印刷したもの　1部 営繕工事完成引渡要領により作成する。
	16　完成図等	※　建築工事特記仕様書による。
	⑰ 塗装	塗装場所／機材／状態／塗装の種別／塗り回数／備考 金属製プルボックスダクト／／調合ペイント／2／内面は除く 金属製の支持金物架台など／露出／サビ止めペイント／2／（合計４回） ／／調合ペイント又はアルミニュウムペイント／2／ ／陰ぺい／サビ止めペイント／2／ 電線管／露出／エッチングプライマー／1／ ／／調合ペイント又はアルミニュウムペイント／2／ （備考）　配線室、共同構内は露出として扱う。
	⑱ 電力等の引込み	⊙電力及び電話引込線の引止方法、位置については電力会社、及び電話会社と打合わせの上監督員との協議により施工する。
	⑲ 施工一般	⊙配線器具は（⊙大角形　・ワイド形）スイッチは（・一般　⊙ネーム付）とする。 ⊙配線器具のプレートは（⊙新金属製　・樹脂製）とする。 ・フロアボックスのプレートは（・アルミダイカスト製・銅合金製）とする。 ⊙機器を実装しないボックス等には用途表示を行う。 ・プルボックスの使用区分は、屋内一般は鋼製、屋内多湿箇所は塩化ビニル製、屋外はステンレス製とする。また、鋼製及びステンレス製は接続端子付とする。 ⊙プルボックスの止めネジは、鋼製にはクロムメッキ製、塩化ビニル製及びステンレス製にはステンレス製とし、ねじの頭部はプラスとする但し陰ぺい部分に設けるプルボックスの止めねじは、蝶ねじとする ・盤類には、盤函体より（・二重天井内　・床下）迄予備配管（３１）１本を施工する。 ⊙配管の使用区分は原則として次による。 屋内幹線（陰ぺい、打ち込み）　・・Ｅ管 屋内幹線（露出）　・・ＣＰ管 屋外（地中）　・・ＦＥＰ管 屋外（露出）　・・ＣＰ管 Ｈ．Ｈ～盤　・・ＨＩＶＥ管 屋内分岐（陰ぺい、打ち込み）　・・ＰＦ１重管 屋内分岐（露出）　・・ＣＰ管　メタルモール ⊙露出配管はねじ込み接続とする。 ⊙配管等の支持間隔は次による。 金属管　・・２．０ｍ以下　金属ダクト　・・水平２．０ｍ以下 合成樹脂管　・・１．５ｍ以下　垂直３．０ｍ以下 ＰＦ管　・・１．０ｍ以下　金属線び配線　・・１．０ｍ以下 ライティングダクト　・・２．０ｍ以下 合成樹脂線び配線・・０．５ｍ以下 ⊙露出配管をサドル止めする場合は両サドルとする。 ⊙配管工事だけの場合は、呼び線（ビニール被覆鉄線１．２mm）を挿入する。 ⊙幹線用プルボックス及び盤内その他要所のケーブル電線には、ファイバー製の名札を取付回路の種別、行く先等を表示する。但しＨ．Ｈ内はプラスチック製（エッチング）とする。 ・地中電路には全て、標識シート及び埋設表示杭を設け、埋設表示杭の位置を施工図に付すこと。 ・ハンドホールの天端はＧＬ＋２０mmとする。但しアスファルト用はＧＬ±０mmとする。 ⊙金属管と配分電盤、プルボックスなどとの間はボンディングを行い電気的に接続する。 ⊙機器及び配管等の塗装色は監督員の指示による。 ⊙工事に必要な既設機器等の脱着については図面に指示なくても行うこと。 ⊙工事着工前に絶縁抵抗測定を行い記録しておくこと。また工事完了後においても絶縁抵抗測定等、その他監督員の指示による測定を行うこと。
受変電設備	1　電気方式	高圧　※三相３線　６ＫＶ 低圧　※単相３線２００／１００Ｖ ※三相３線２００Ｖ
	② 盤形式	⊙屋外キュービクル形　・その他（　　）
	3　主遮断装置	・ＶＣＢ形　⊙ＰＦ－Ｓ形 ・遮断容量　・４０ＫＡ
	④ 操作方法	⊙手動式　・電気式（・交流　・直流）
	⑤ 変圧器	⊙油入形　・モールド形
	⑥ 設備容量	⊙変圧器容量　別図による ⊙高圧コンデンサー総容量　別図による
	7　避雷器	・設ける
	⑧ 接地	⊙Ａ種Ｄ種共用　Ｂ種単独　・単独 ・共用（２Ω以下） ⊙接地埋設位置近くに接地極埋設標を設ける ・但し避雷極接地は単独とする。
	9　接地用端子函	・設ける。　（　　）
	10　換気扇	⊙設ける。（温度感知形）
	⑪ 基礎及びフェンス	・本工事　⊙別途工事
	⑫ その他	⊙消防庁認定品
自家発電設備	1　形式	・オープン　・簡易形　・キュービクル形
	2　発電機	・電気方式　・三相３線式　・電圧２００Ｖ
	3　原動機	・定格出力　ＫＶＡ ・種類　・ディーゼルエンジン ・始動方式（・電気式　・空気式） ・冷却方式（・水冷循環式　・ラジエーター式）
	4　燃料	・種類　（・Ａ重油　・軽油　・灯油） ・小出槽　リットル ・地下貯油槽　リットル （・本工事　・別途工事　・専用　・ボイラーと共用）
	5　基礎及びフェンス	・本工事　・別途工事
	6　その他	・消防法認定品
電灯設備	1　電気方式	・幹線　・単相３線式２００／１００Ｖ ・直流２線式１００Ｖ ・分岐　・単相２線式１００Ｖ ・直流２線式１００Ｖ ・単相２線式２００Ｖ
	2　分電盤	・埋込型　・半埋込型　・露出型、鉄製・指定色
	3　フロアーコンセント	・アップコン　・収納式（上下可動）
	4　非常用照明器具	・電池内蔵　・電源別置
	5　蛍光灯安定器	・LED方式とする。
	6　吊りボルト	種類／ボルト本数９φ 電池内蔵型白熱灯器具／１以上 電池内蔵型蛍光灯２０Ｗ×１以上／２以上 蛍光灯２０Ｗ×２以上、４０Ｗ×１以上 蛍光灯２０Ｗ×４以上、４０Ｗ×５以上／４以上 その他器具重量１．５ｋｇ以上／必要数 家庭用吊り下げ器具及びシステム天井器具は除く
	7　その他	・分電盤の図面ホルダーに、単線結線図を具備する。
動力設備	① 電気方式	・幹線　・三相３線式２００Ｖ ⊙分岐　⊙三相３線式２００Ｖ
	2　制御盤	・ドア裏面の充電部に感電防止の処置を施す。
	③ 手元開閉器	⊙配電函　・鉄箱
	4　電流計	・０．２ＫＷ以上の電動機に設置（管理指針付き）
	5　その他	・別途機器への接続は本工事とする。 ・分電盤の図面ホルダーに、単線結線図を具備する。
避雷針	1　受電部	・突針　・棟上げ導体　・架空線式
	2　避雷導線	・銅より線　・銅帯　・建築構造体利用
	3　接地極	・単独　・建築構造体利用
	4　接地用端子函	・黄銅製　・ステンレス製
構内配電線路	① 配線方式	⊙地中線式　（・直埋式　⊙管路式）　⊙架空線式
	② 地中線路の余長	⊙マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を見込む。 ・直埋式の道路横断ケ所は管路としその両端は余長を見込む。
	3　地中線路保護材料	・耐衝撃性硬質ビニール電線管（ＨＩＶＥ）
	④ 電柱等立上り部	⊙波付硬質ポリエチレン管（ＦＥＰ） ・厚鋼電線管（地中部分ジュート巻又は防食テープ巻） ⊙耐衝撃性硬質ビニール電線管（ＨＩＶＥ） ・ポリエチレン被覆鋼管（ＰＬＰ）
	⑤ 高圧気中開閉器	・耐塩型　⊙重耐塩型 ・地路　・過電流地路　⊙過電流方向性地路
	⑥ 装柱器材	⊙耐塩型（ケーブル端末処理材共）　・一般型
	7　外灯接地	・単独　・共用（ケーブル１芯線使用）
	8　外灯の点滅方法	・自動（・タイマー　・光電式自動点滅器） ・手動　・自動ー手動併用
	9　その他	⊙埋設深さ（・Ｈ＝１．２ｍ以上　⊙Ｈ＝０．６ｍ以上）
	10　地下埋設標	・杭　⊙シート
電話設備	1　ローテーションアウトレット	・一般型　・ボタン型
	2　工事範囲	・配管　・配線　・接地工事
インターホン設備	1　電気方式	・ＡＣ　・ＤＣ
	2　機種	・電話形親機　・スピーカ形親機　・ナースコール ・電話形子機　・スピーカ形子機
	3　通話方式	・親子式　・相互式　・同時式　・交互式
	4　機器使用	・校内連絡用　・身体障害者用　・夜間受付用
拡声設備	1　増幅器(既設)	・種類　（・一般放送用　・非常放送用　・併用） ・形式　（・卓上形　・壁掛形　・キャビネットラック形 ・デスク形） ・定格出力　・性能　級 ・付加機器（・コールサイン　・モニター　・ＡＭ，ＦＭラジオ付 ・リモコンマイク　・マイク入力　回路 ・出力スイッチボード　回路 増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクターによる。
	2　マイクロホン	・ダイナミック形（単一指向性）　・性能　級　本 ・ワイヤレス式　4本 ・マイクロホンスタンド　（・卓上形　１本　・床上形　１本） ・リモコンマイク　（卓上形　本） ・延長コード　（１０ｍ×各　本）
	3　ワイヤレス受信機	・水晶制御方式　チューナー２チャンネル内蔵 ・８００ＭＨＺ
電気時計設備	1　パルス発生器	・水晶式　型　1回線　精度　級 ・時報器　（・プログラムタイマー　・チャイム）
	2　子時計	・埋込　・壁掛け　・スピーカ付
	3　体育館用時計	・アナログ　・デジタル
	4　屋外ポール時計	
テレビ共聴	1　同軸ケーブル	・高周波同軸ケーブル（２Ｖ） ・発砲ポリエチレン絶縁同軸ケーブル（ＦＥ）
	2　アンテナ	・　ＡＵ－１形　・ＡＵ－２形
	3　アンテナ支持	・側面　・自立
	4　増幅器	・ＵＶ－２　・Ｕ－２
	5　電界強度の測定	・要　・不要
	6　電波障害調査	・事前調査ポイント　個所　・事後調査ポイント　個所
7 表示設備	1　電気方式	・ＡＣ　・ＤＣ
	2　表示盤	・窓数　1窓
	3　発信器	・埋込形　・露出形　・ランプ付　・防水
	4　その他	・同一室内に取り付ける電鈴、ブザー等の音色は異なるものとする。
5 火災報知設備	1　火災報知装置	・受信機 ・壁掛型　・自立型　・単独 ・副受信機　窓
	2　非常警報装置	・一体形　・単独
	3　ガス漏れ警報装置	・受信機　級　回線　・ＬＰガス用　・都市ガス用 ・壁掛形　・自立形　・単独　・一体形（総合防災盤組み込み） ・検知器　・プラグ式　・固定式
	4　その他	・防犯設備も含む　・非常通報設備も含む ＳＦＤ－１１９（電気通信共済会）
防火戸設備	1　連動制御器	・　回線（遠方復帰機構　回線） ・壁掛形　・自立形　・単独
	2　自動閉鎖装置	・防火戸用　・防火ダンパー用　・防火シャッター用 ・単独　・一体形
構内交換設備	1　交換機機種	・ボタン電話式　・電子式
	2　回線数	・内線　／　回線（実装　回線） ・局線　／　回線（実装　回線）
	3　電話機	・卓上　・壁掛け　・ダイヤル式　・プッシュボタン式
構内通信線路	1　配線方式	・地中線式（・直埋式　・管路式）　・架空線式
	2　地中線の余長	・マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を見込む ・直埋式の道路横断ケ所は管路としその両端は余長を見込む
	3　地中線保護材料	・耐衝撃性硬質ビニール電線管（ＨＩＶＥ） ・波付硬質ポリエチレン管（ＦＥＰ）
	4　電柱等立上り部	・厚鋼電線管（地中部ジュート巻又は防食テープ巻） ・耐衝撃性硬質ビニール電線管（ＨＩＶＥ）・ポリエチレン被覆鋼管(ＰＬＰ)
	5　その他	・埋設深さ（・Ｈ＝１．２ｍ以上　・Ｈ＝０．６ｍ以上）
	6　地下埋設標	・杭　・シート
その他	1　スリーブ	・地中部分はＶＰ管とする。　・水密を要する部分はツバ付鋼管とする。 ・一般は紙スリーブとする。但し防火区画貫通部分は鋼管とする。

特記事項

前野・西沢特定建築設計共同企業体	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校空調機設置工事	図面番号	E-01
株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	電気設備特記仕様書	縮尺	N/S

志摩中学校

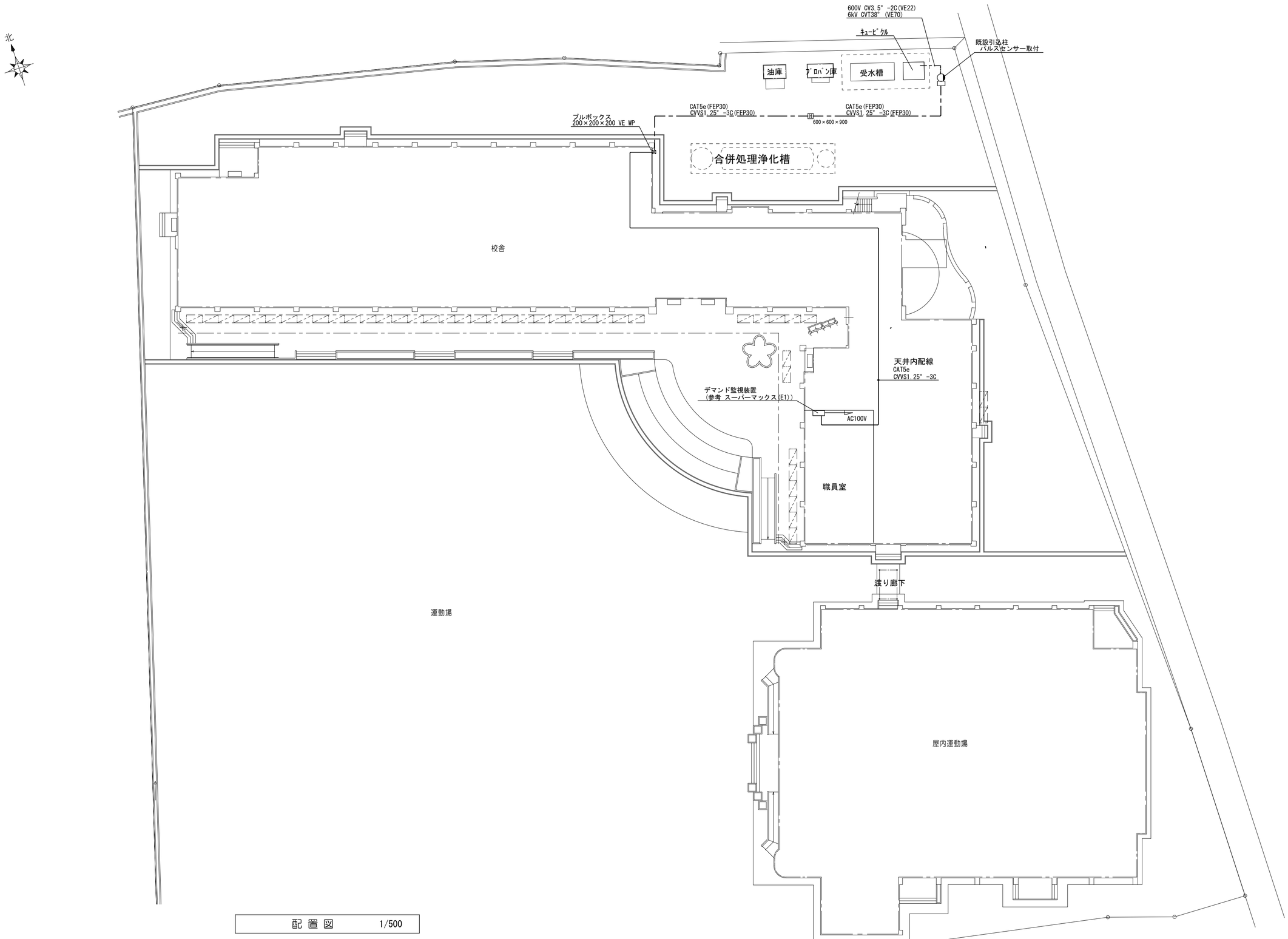

配置図 1/500

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社 前野建築設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 699号 西沢建築設計事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 464号	管理建築士	一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士 第360917号 前田 祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校空調機設置工事	図面番号 E-02
			管理建築士	一級建築士 第117422号 西沢 雅彦	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	平成31年 1月 日	図面名称	電気設備配置図	縮尺 1/300

既設

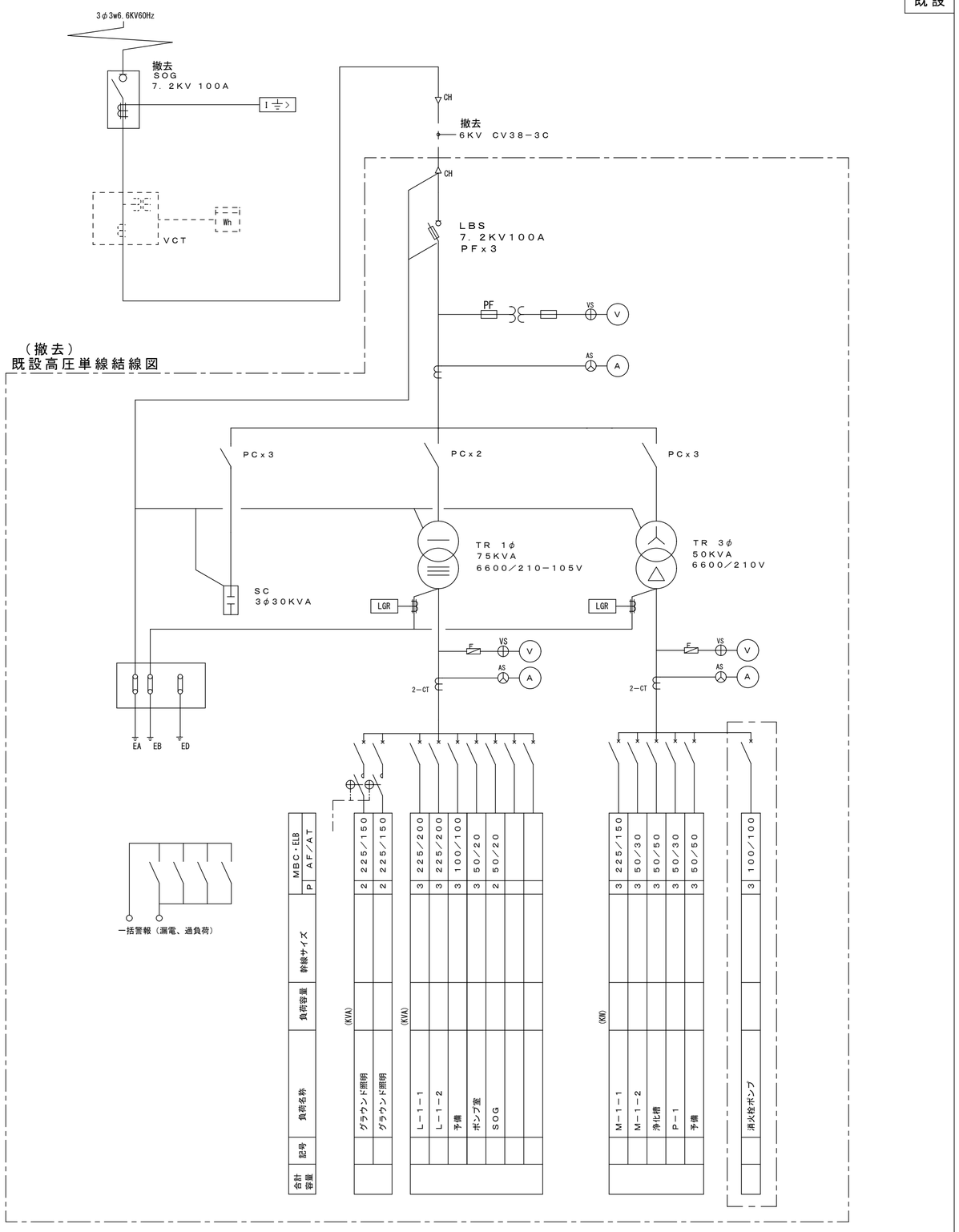

（撤去）
既設高圧単線結線図

新設

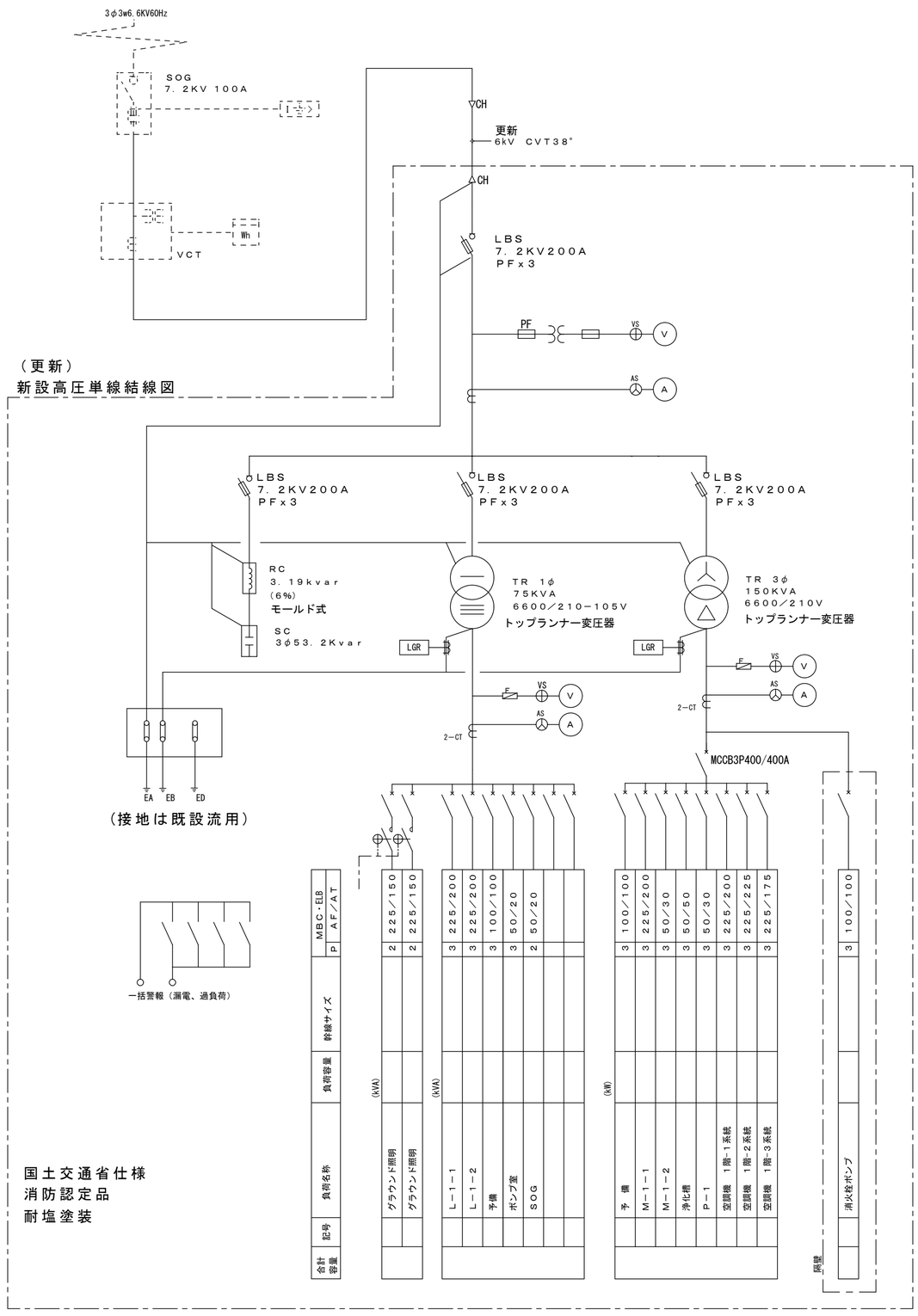

（更新）
新設高圧単線結線図

国土交通省仕様
消防認定品
耐塩塗装

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社 前野建築設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 699号 西沢建築設計事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 464号	管理建築士 一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士 第360917号 前田 祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校空調機設置工事	図面番号 E-03
			管理建築士 一級建築士 第117422号 西沢 雅彦	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	平成31年 1月 日	図面名称	高圧単線結線図（既設・新設）	縮尺 N/S

１Ｐ－１（屋外壁掛型　ＳＵＳ　ＷＰ）

1F-1系統
3φ3W210V

	Ｐ－３	MCCB3P100/100A	17.82kW
	Ｐ－４	MCCB3P100/100A	18.8kW

1F-2系統
3φ3W210V

	Ｐ－５	MCCB3P100/100A	12.6kW
	Ｐ－６	MCCB3P100/100A	12.6kW
	Ｐ－７	MCCB3P100/100A	12.6kW

1F-3系統
3φ3W210V

	Ｐ－８	MCCB3P100/75A	8.4kW
	Ｐ－９	MCCB3P100/100A	15.21kW
	Ｐ－１０	MCCB3P50/30A	1.62kW

M-1-1系統
3φ3W210V

	Ｍ－１－１	MCCB3P225/175A	33.13kW

Ｍ－１－１（既設動力盤）

3φ3W210V

ELCB3P
225/150A

	３階ＰＣ室空調機	MCCB3P100/100A	11.1kW
	１階職員室空調機	MCCB3P50/50A	4.57kW
	３階ＬＬ教室空調機	MCCB3P50/30A	7.65kW
	１階校長室空調機	MCCB3P50/30A	3.84kW

ＥＬＶ電源盤（既設動力盤）

	エレベーター	MCCB3P50/40A	4.0kW

Ｍ－１－１（既設動力盤）

3φ3W210V

MCCB3P
225/175A

	Ｐ－１ 校長室・介助員控室	MCCB3P50/30A	3.41kW
	Ｐ－２ 会議室・美術室	MCCB3P50/50A	10.47kW
	１階職員室空調機	MCCB3P50/40A	6.81kW
	Ｐ－１１ ３階音楽室空調機	MCCB3P50/40A	8.44kW

ＥＬＶ電源盤（既設動力盤）

	エレベーター	MCCB3P50/40A	4.0kW

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校空調機設置工事	図面番号	E-04
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	分電盤結線図	縮尺	N/S

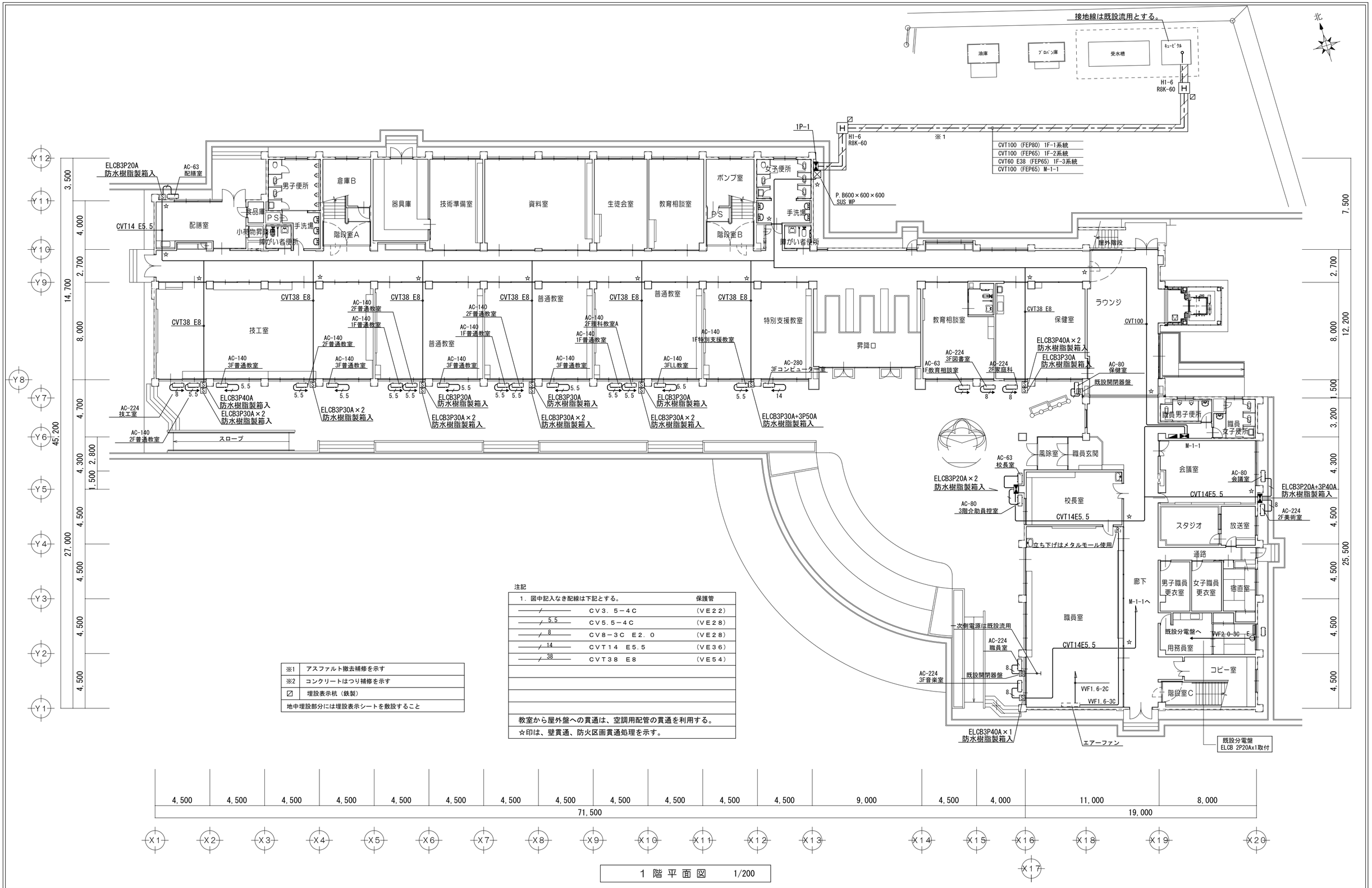

注記

1．図中記入なき配線は下記とする。		保護管
／	CV3．5－4C	(VE22)
／ 5.5	CV5.5－4C	(VE28)
／ 8	CV8－3C E2．0	(VE28)
／ 14	CVT14 E5.5	(VE36)
／ 38	CVT38 E8	(VE54)

教室から屋外盤への貫通は、空調用配管の貫通を利用する。

☆印は、壁貫通、防火区画貫通処理を示す。

※1	アスファルト撤去補修を示す
※2	コンクリートはつり補修を示す
⊠	埋設表示杭（鉄製）
地中埋設部分には埋設表示シートを敷設すること	

1 階 平 面 図　1/200

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社 前野建築設計 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 699号 西沢建築設計事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1- 464号	管理建築士	一級建築士 第320204号 前野 将輝	一級建築士 第360917号 前田 祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校空調機設置工事	図面番号	E-05
			管理建築士	一級建築士 第117422号 西沢 雅彦	一級建築士 第307846号 三橋 五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調電源設備 1階平面図	縮尺	1/200

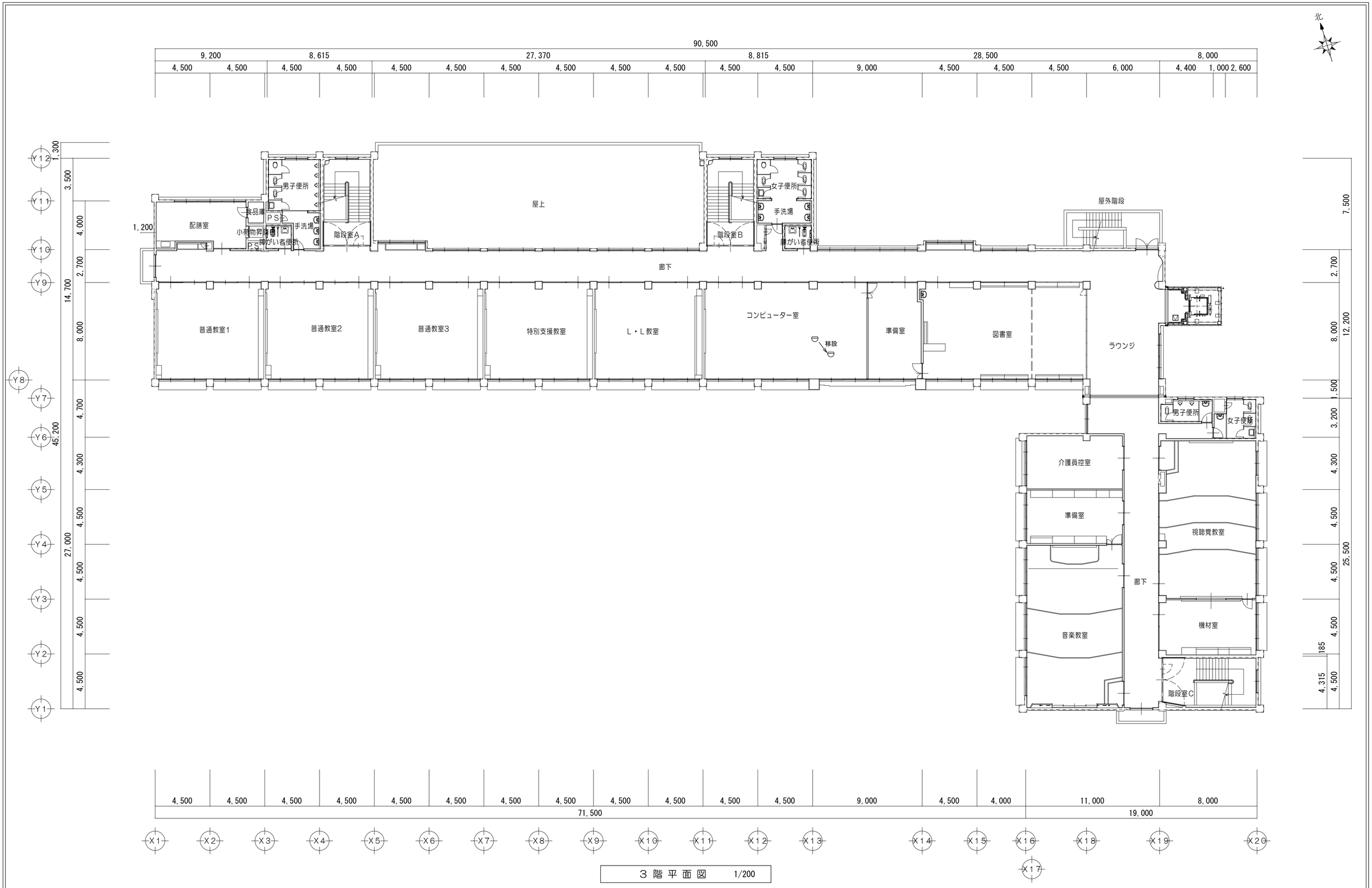

3 階 平 面 図　1/200

特記事項		前野・西沢特定建築設計共同企業体 株式会社　前野建築設計　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 699号 西沢建築設計事務所　一級建築士事務所　三重県知事登録　第1- 464号	管理建築士	一級建築士　第320204号　前野　将輝	一級建築士　第360917号　前田　祐作	設計年月日	工事名称	平成30年度（繰越事業）志教総第3号 志摩中学校空調機設置工事	図面番号	E-06
			管理建築士	一級建築士　第117422号　西沢　雅彦	一級建築士　第307846号　三橋　五百子	平成31年 1月 日	図面名称	空調電源設備　3階平面図	縮尺	1/200